

2025 年度 自己点検・評価報告書

城西大学

目次

序章	1
第1章	理念・目的.....	4
第2章	内部質保証.....	7
第3章	教育研究組織.....	13
第4章	教育・学習.....	17
第5章	学生の受け入れ.....	25
第6章	教員・教員組織.....	30
第7章	学生支援.....	36
第8章	教育研究等環境.....	45
第9章	社会連携・社会貢献.....	51
第10章	大学運営・財務	
第1節	大学運営.....	55
第2節	財務.....	61
第11章	グローバル化.....	64
終章	74

序 章

本学は、20年後の価値観への柔軟な対応を目指す中、2030年までの達成目標としての新たな中期計画（2025年度～2029年度）を2025年に策定した。その中で、これまでの大学の歴史の中で共有してきた建学の精神「学問による人間形成」の下、城西大学と城西国際大学の強みを活かし、2025年2月に中央教育審議会の答申として出された「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」を視野に入れて、社会と連携・協力して創造性・感性・デザイン性・企画力等、新たな価値を創造する力や人間力を育成する大学となることを法人の目標として設定した。

このような目標に基づいた本学の活動の成果として早速、「大学ブランド・イメージ調査2025-2026」（株式会社日経BPコンサルティング：2025年11月19日発行・発売）において、本学がランキングの最も大きく上昇した大学（93位➡70位）として取り上げられた。

一方、自己点検・評価活動を推進していく中で、これまでに2009年度、2016年度、そして本2023年度に大学評価（認証評価）を受審し、それまでの活動内容の成果と今後に向けての改善点の指摘を受けた。2025年度は、2023年度において指摘された改善点の改善結果を2026年度に報告することを念頭に置くとともに、2025年度からの第4期認証評価の目標である「教育の質保証」と「教育の成果の可視化」の実現に向け、以下に示す2つの観点から活動を進めた。

- ① 2023年度における基準協会の受審結果に基づく指摘事項に沿って、2024年度までに策定してきた大学組織改善策の実施とその結果の解析
- ② 2025年度からの第4期認証評価システムに対応した「教育の質保証」体制に資することを旨とした、各学部・学科、大学院研究科における教育のPDCAサイクルの設置と運用開始

上記2点に関する各部局での活動の詳細は、本章で記述している。

なお、本学は、点検・評価活動への客観性を担保するために、2021年度より基準4（教育課程・学習成果）、基準5（学生の受け入れ）、および本学の特色が表れている基準9（社会連携・社会貢献）の3つの基準に関して、外部評価委員より将来構想計画の策定や各年度の自己点検・評価報告書のとりまとめに当たっての詳細な指導・評価を受けてきた。

本年度はさらに2名の外部評価委員の参画をお願いすることで、基準2（内部質保証）、基準7（学生支援）および基準11（グローバル化）についても同様の指導を受ける体制を確立した。本年度の本学の活動に対しては、総評として以下の指摘を受けた。

（1）基準2

本学の内部質保証に関する取り組みは、全学的なものとして学生及び大学運営全体の適切化・活性化へ繋がりを見せてきていることが評価された。一方、既存の様々な規程等の曖昧さを排除し、明確にしていく工程を全学的プロセスとして進めていくことが必要であるとの指摘を受けた。

(2) 基準4

本学は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、大学及び大学院において教育研究上の目的と卒業認定・学位授与の方針（DP）を定め、修得すべき知識・技能・態度等を3項目にわたり評価し、学位授与要件を大学HPに年度毎に公表している。さらに、教育の目的を「協創力」を養う教育と表現し、2022年度から見直し・公表・適用と年度単位で手続きを踏むことで、入学希望者・学生・教職員への情報共有および周知を図るとともに、学年ごとに設定した科目には長期型ルーブリックを用い、自己評価の蓄積・振り返りを可能とした仕組みである「JUポートフォリオ」を2024年度に導入し、整備・活用する体制を整えてきた点は、本学独自の教育・学習体制の充実の成果であると評価された。

一方で、大学院の一部研究科で未整備である点、「JUポートフォリオ」の入力率の低さ等の改善課題が存在するとの指摘を受けた。

(3) 基準5

2024年度に整備された「JUポートフォリオ」は、学生の成長を可視化し、学修成果の蓄積を可能とする取り組みとして、高校や学習塾など教育関係者に対し、本学の教育的価値を示す広報材料として活用し得るとの評価を受けた。

一方、現状では広報面での活用が十分とはいえず、学生募集方法の見直しなどと組み合わせることによるアピールポイントとしての活用方法の検討が必要であるとの指摘を受けた。

(4) 基準7

本学の学生支援に関しては、着実に組織的な対策・対応が講じられており、学生支援の現状や取り組み、課題の把握、さらにそれに基づく改善・向上の取り組みについても、各部局の連携のもとで推進される体制が整備されてきているとの評価を受けた。

一方、今後は学生支援に係る取り組みの有効性および達成度について、学生の意見収集等を適切に取り入れつつ検証を行うとともに、学生の学習成果に直結する取り組みについては、その成果を可視化・公表していくための方法について検討を進める必要があるとの指摘を受けた。

(5) 基準9

本学における社会連携・社会貢献については、点検・評価と改善・向上を重ねながら、積極的かつ効果的に取り組まれていると評価を受けた。

例えば昨年度指摘を受けた2つの検討項目に対する以下の対応策、

- 1) 公開講座の新規参加者をさらに増やす方策について、周知方法の見直しが図られた。
- 2) 「北坂戸にぎわいサロン」の開催回数の拡大や新たな企画展開の方策については、学生の提案に基づき、女子駅伝部が出場した「富士山女子駅伝 2025」のパブリックビューイング企画が実施され、効果的な方策であったと評価された。

一方で、本年度は新たに以下の3つの検討課題が指摘された。

- 1) ボランティア活動を含む地域活動への学生の参加率が低い。
- 2) イベント等への積極的な参加によって活動範囲が拡大している一方で、これらに携

わる人員の確保に課題が生じている。

- 3) 大学の多様な学部の強みを活かした参画により地域産業の活性化や地域創生へのさらなる貢献を図るための、全学的な参加に繋がる効果的方策の検討。

(6) 基準 11

本学では、他大学に先駆けて東欧諸国との連携を進めるとともに、中国国内の大学との協定締結にも取り組むなど、着実に国際化を推進している。特に、2025 年度から始まる新たな中期計画の中で示されたグローバル化に関する複数の実施目標は、大学のグローバル化の方針に沿った国際化の方向性を具体的に示したものであり、説明責任も十分に果たせているとして高く評価された。

一方で、学内教職員および学生へのこのような国際化に向けた活動方針の周知徹底は喫緊の課題であり、さらなる工夫をもって取り組む必要があるとの指摘を受けた。

このほかの基準に関する指摘内容の詳細については、本章で記述している。

本報告書を通して、「城西大学は、高度の教育及び学術研究の中心機関として自主的・自律的な存在であり、学生教育に基づく知的活動によって社会に貢献し、その発展を支えていくことを目的とする。」ことが基準協会も認めた“本学の長所”であることを本学の構成教職員全体が再認識するとともに、「“知の総和”の拠点として地域社会の発展をけん引し、「国内外の高等教育機関との教育・研究連携のさらなる強化に伴う次世代のグローバル化へ対応する」ことで“本学の長所”をさらにいかし、城西大学がこの坂戸の地に設立されていることの意義を次世代に向けて社会に発信し続けるための一助となることを切望する。

全学自己点検評価委員会委員長
白幡 晶

第1章 理念・目的 (本文)

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

城西大学は、「学問による人間形成」を建学の精神として、1965（昭和40）年に創立者・水田三喜男によって開設された大学である。水田は、「学問・研究のみならず、豊かな人間性を備え、互いに尊敬し合える人材を育成し、それによって未来に希望ある国や社会を築いていく」という理念を掲げており、本学はその思いを実現・発展させる教育の場となっている。本学は、この建学の精神に基づき、「社会に有為な人材を育成するとともに、人類文化の発展に寄与すること」を理念としている。

大学の理念を踏まえ、教育上の目的として、「知識と専門の学術を教授・研究し、知的・道徳的能力の涵養を図ることによって、広い教養と深い専門的知識・技能を備え、主体的かつ協同的に地域社会・国際社会に貢献し得る人材を養成すること」を掲げている。

また、研究科では「学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」を目的としており、大学の理念・目的に基づき、各学部・学科、研究科・専攻においては、学問の動向や社会的要請を踏まえた教育研究上の目的を適切に設定している。なお、大学および大学院の教育研究上の目的は、それぞれ大学学則第2条および大学院学則第1条に定められている。

一部の研究科については、2023年度に実施された大学基準協会による大学認証評価における指摘を踏まえ、全学点検評価委員会から大学運営会議および教学マネジメント会議を経て、各学部・学科・研究科へ改善指示が出された。その結果、2024年度には各学部・学科・研究科において理念および教育研究上の目的の見直しが実施された。

さらに2025年度からは、新たに策定した第2期中期計画に基づき、「高等教育の再構築と教育成果の可視化」に焦点を置きつつ、学部・学科、研究科における理念・目的を検証するプロセスの独自性を活かした毎年度末の自己点検・評価に合わせて、妥当性および独自性の検証を継続的に行うこととしている。

本学の大学HPでは、創立者・水田三喜男の抱いた夢や理想、教育への情熱を紹介するとともに、建学の精神や教育理念を掲載している。これを教職員・学生・社会に向けて公表することで、本学への理解を深めることを目的としている。

また、大学の教育研究上の目的については、城西大学学則第2条および大学院学則第1条において明確に示している。

学部・学科、研究科・専攻の理念および教育研究上の目的は、入学年度ごとに大学HPで公表し、教職員や学生など大学構成員への周知を図るとともに、保護者や高校生などのステークホルダーを含む広い社会に向けて公開している。

さらに、入学年度別に作成される「学生便覧」の冒頭には、校章（バッジ）に込められた

意味、創立者の想い、教職員や学生に期待することなどを掲載し、本学に入学した学生への周知を行っている。

加えて、建学の精神である「人間形成」の理念を現代的に再解釈した「協創」を育成するため、全学共通基盤科目「協創力体験演習Ⅰ・Ⅱ」を2024年度入学生より開講し、全学生が履修すべき科目として位置づけている。「協創力体験演習Ⅰ」は入学後のオリエンテーション期間に集中講義として実施され、初回講義では学長が建学の精神および理念・目的について説明している。

新任教員に対しては、新任教員研修会を実施し、本学の理念・目的を理解する機会を設けている。その他、学外向けの行事（父母向け懇談会など）においても、教職員による理念・目的の確認や社会への発信を積極的に行っている。

一方、学生アンケートによる「建学の精神」「理念」「教育研究上の目的」「3つのポリシー」の認知状況では、約75%の学生が「知っている（何となく知っているを含む）」と回答したものの、約25%の学生は「知らない」と回答した。

今後は定期的に調査・検証を行い、学生への周知方法や取り組みの適切性を継続的に確認し、改善につなげていく予定である。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

学校法人城西大学は、前中期計画（2020年4月1日～2025年3月31日）の取り組みを踏まえ、2025年に建学の精神である「学問による人間形成」に立ち返り、自律した個を備え、多様な価値観を尊重する人材の育成を改めて確認した上で、大学構成員による意見交換を経て、第2期中期計画（2025年4月1日～2029年3月31日）を策定した。

第2期中期計画の特徴は、不確実性の増す現代社会において、本学の建学の精神を基盤としつつ、2025年2月に中央教育審議会から答申された「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」を視野に入れ、社会と連携・協力しながら、創造性・感性・デザイン性・企画力など新たな価値を創造する力および人間力を育成する大学を目指す点にある。

具体的には、2023年に受審した認証評価の結果等も踏まえ、「教育の質保証」「時代に即した学部再編と将来構想の検討」「学生募集強化」などを含む以下の8項目を掲げている。

1. 教育力の強化
2. 学生支援力、就職・進学支援力の強化
3. ブランド力・学生募集力の強化
4. 国際力の強化
5. 研究力の強化
6. 地域連携・社会貢献力の強化

7. IT・DX 推進力の強化

8. 組織・経営力の強化

また、中期計画を着実に推進するため、各年度に事業計画を策定・公開し、中期計画の各項目における具体的な取り組み方針を示している。

2025年度は、当該中期計画に基づき、「協創力を身に着けた人材育成」の成果を「教育の質保証」の観点から可視化する施策として、2024年度より取り組んできた以下の3項目に基づく評価システムの確立に特に注力した。

- 1) アセスメントテストとしての PROG テストの結果に基づく、ディプロマ・ポリシー等の習得度の可視化
- 2) 学生自身が認識する学習成果としての自己成長度の評価システム（ポートフォリオ）の運用方法の策定
- 3) 上記2項目に基づく学生評価方法としてのルーブリックの完備

2. 分析を踏まえた長所と問題点

建学の精神に基づいた大学の理念・目的をはじめ、各学部・研究科において理念・目的が連関して設定されている。

教育の現場である各学部・学科、研究科の理念・目的の設定の適切性を検証するための各組織における”教育のPDCA サイクル“の運用方針の確定。

学生の「建学の精神」「理念」「教育研究上の目的」「3つのポリシー」の認知が低い学生が多いことが課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学全体としては、建学の精神に基づいた理念・目的の設定、明示と公表は適切に行われている。様々な媒体を通じて、建学の精神、理念や教育目的等の教職員及び学生、ステークホルダーへの周知に努力している。また、中期計画に基づく年度毎の事業計画を示し、定期的に検証・見直しを実施して、目標達成に向けて全学を挙げて取り組んでいる。

第2章 内部質保証（本文）

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

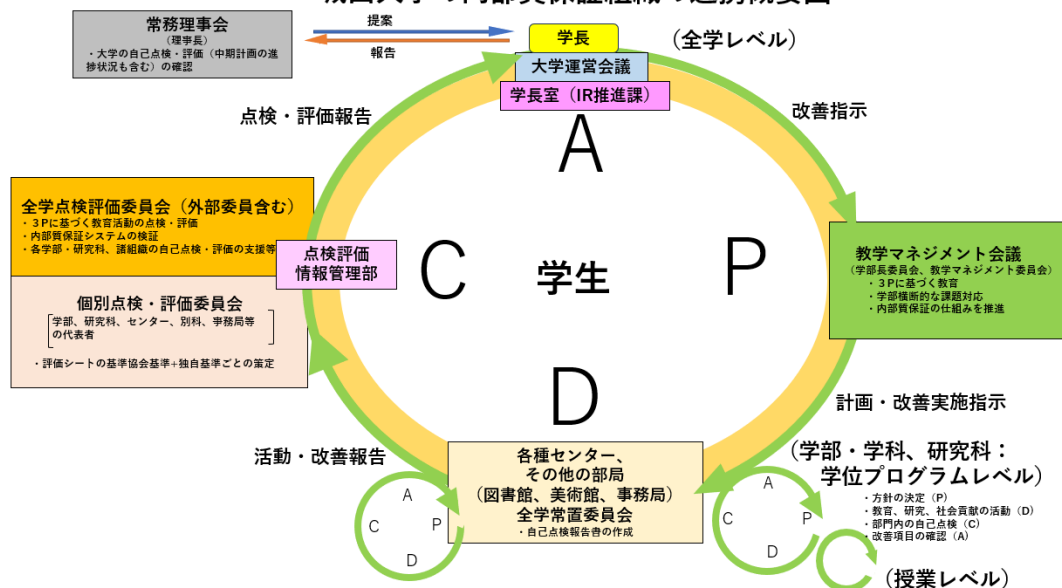
2023年10月の大学基準協会認証評価における実地調査で、内部質保証に関わる組織の役割が規程上不明瞭であり、方針が分かりにくい点が指摘されたことを受け、2023年度中に関連規程の改訂と内部質保証方針の明確化を行った。その結果、「城西大学自己点検・評価に係る規程（資料 2-1）」において各組織の役割・責任を明示するとともに、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を示した「城西大学内部質保証の方針（資料 2-2）」を新たに策定した。

同方針では、全学内部質保証推進組織として、点検・評価結果に基づく改善を全学に指示する教学マネジメント会議、学部・学科、研究科・専攻および各部局の自己点検・評価を統括し評価結果を集約する全学点検評価委員会、さらに全学自己点検・評価報告書から課題を抽出し改善施策を提案する大学運営会議の役割と責任を明確化した。あわせて、全学的なPDCAサイクルと学位プログラムおよび各部局におけるPDCAサイクルの関係性や手続きを明示している。

これらの方針と手続きは、教学マネジメント会議での報告、全学FDを通じた周知、大学HPでの公開により全教職員に共有されている。本学では、これらの規程と方針に基づき、全学的な方向性を示す、以下「城西大学の内部質保証組織の連携概要図」を策定し、各組織の役割を明確化している。

城西大学の内部質保証組織の連携概要図

2024.4.1



学位プログラムレベルや各部局の自己点検・評価活動は、全学点検評価委員会、個別点検・評価委員会、点検評価情報管理部 (資料 2-3)、大学運営会議 (資料 2-4)、教学マネジメント会議 (資料 2-5) 等が連携し、全学的な調整・支援を行っている。特に教学マネジメント会議は、全学的な教育方針や改善の方向性を示す中核組織として位置づけられ、その下部組織である教学マネジメント委員会 (資料 2-6) では、効果的な教育方法の開発・運用や学習成果の可視化に向けた調整・支援を担っている。

また、学長室 IR 推進課は、学生アンケートや学習成果に関する教学 IR 指標等の統計情報を集計・分析し、IR 委員会 (資料 2-7) より大学運営会議や教学マネジメント会議を通じて各学部・研究科へ提供している (資料 2-8)。これにより、各学部・研究科は自己点検・評価における客観的指標としてデータを活用し、2028 年度の三つのポリシー策定や教育改善に反映できる体制を整えている。

さらに、点検評価情報管理部は、全学点検評価委員会および個別点検・評価委員会と連携し、自己点検・評価の円滑な実施や結果の活用に向けた全学的な調整・支援を行っている。以上のように、本学では全学的な方針による方向付けと統計的情報の提供を通じて、学部・研究科の自己点検・評価および改善活動を支援している。

各学部・研究科およびその他の部局では、前年度の自己点検・評価結果に基づき示された「改善指示 (資料 2-9)」を軸に、当該年度の活動計画、取り組み内容、取り組み結果、課題および対応策を整理した自己点検・評価報告書を毎年度作成している。自己点検・評価は、中期計画、事業計画、学則・諸規程、IR 情報等を踏まえて各部局で実施される。作成された報告書は、各部局から選出された個別点検・評価委員が基準に沿った評価シート (資料 2-10) を用いて点検・評価し、その結果を全学点検評価委員会へ報告する。全学点検評価委員会で改善点が認められた場合は、大学運営会議 (学長) に報告し、大学運営会議から提案された改善指示事項を教学マネジメント会議で審議した上で、全部局に通達している。

各部局は、改善指示を踏まえた改善策と実施方針を次年度の活動計画に反映させ、改善指

示事項には第 2 期中期計画や事業計画も含めることで、報告書を通じて進捗状況や達成状況を継続的に確認している。このように、前年度の自己点検・評価結果を起点とした PDCA サイクルを全学的に運用することで、教育・運営の改善と向上に取り組んでいる。

2022 年度より、大学全体で毎年実施している自己点検・評価に加え、教職課程においても独自の自己点検・評価を行い、報告書を作成している。作成された報告書は、教職課程の全学的決定機関である教員養成委員会で承認後、一般社団法人全国私立大学教職課程協会に提出し、完了証の交付を受けている（資料 2-11）。

教職課程委員会による学部学科単位でのチェック体制と、教職課程センターによる学部横断的なチェック体制が整備されており、教職課程独自の自己点検・評価を通じて、より細かな視点で確認し、迅速な改善策を講じることができている。

また、自己点検・評価の客観性と妥当性を高めるため、2021 年度より外部評価委員制度（資料 2-12）を導入し、2025 年度からは委員を 3 名から 5 名に増員した。外部評価委員は、所定の評価基準に基づき全学的な自己点検・評価を確認し、指摘事項を全学点検評価委員会で報告・意見交換しており、第三者の視点から妥当性を検証する体制を整えている。

さらに、学生の意見を反映させる取り組みとして、施設・設備や学生支援に関する事項について、学生団体のリーダーズ研修会（毎年 3 月）等で意見を聴取し、その内容を全学点検評価委員会に報告している。外部評価委員の指摘事項や学生の意見は、次年度の改善指示事項に反映され、自己点検・評価結果を教育改善へ確実につなげる仕組みを構築している。

加えて、行政機関や認証評価機関から指摘事項があった場合には、内部質保証システムに基づき全学的な改善プロセスとして対応している。2023 年度の大学基準協会認証評価における指摘事項については、大学運営会議で共有・確認した上で、教学マネジメント会議を中心に検討し、改善が必要な事項を「改善指示」として整理した。これらの改善指示は、学位プログラムや各部局に周知され、当該年度および次年度の活動計画に反映されている。進捗状況や達成状況は自己点検・評価報告書を通じて確認し、内部質保証システムの中で継続的に検証している。

また、本学の内部質保証に関する取り組み状況は大学 HP で公表し（資料 2-11）、外部評価委員による第三者評価を受けることで、その適切性を確認している。

以上のように、本学では、行政機関や認証評価機関からの指摘事項を内部質保証システムに組み込み、計画的かつ組織的に改善へとつなげている。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

本学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務情報およびその他の諸活動の状況を大学 HP で公表し、社会に対する説明責任を果たしている（資料 2-11）（資料 2-13）（資料

2-14)。学校教育法等の関係法令に基づき、大学情報公開ページでは、学校法人城西大学寄附行為、中期計画、事業計画、財務情報、教育目標や各種方針、学則・学位規程、ガバナンス・コード、教育情報等を体系的に整理し公開している（資料 2-15）。

さらに、2025 年度より内部質保証専用ページ（資料 2-11）を新設し、内部質保証の方針、大学評価や自己点検・評価結果、全学および各学部・学科の取り組み、FD・SD 活動、教育情報等を集約して公表している。これにより、学内外の関係者が本学の内部質保証の仕組みや改善状況を容易に把握できる環境を整えている。

一方で、大学 HP には多様な情報が掲載されているものの、閲覧者にとって分かりやすい構成とは言えない点を課題として認識している。今後は情報の整理・再構成や見せ方の工夫を行い、社会にとってより理解しやすい形での情報公開に努め、説明責任の一層の充実を図る。

教職課程センターの自己点検・評価結果や教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に関する情報についても、適切に大学 HP で公表している（資料 2-16）。教育研究活動に関する情報として、学生の学習実態や学習成果に関する情報は、各学部・研究科のページおよび「内部質保証」ページで「大学の取り組み」「各学部・学科の取り組み」として公開している。

「大学の取り組み」では、2024 年度より導入した JU ポートフォリオのルーブリック評価項目一覧（資料 2-17）や、2024 年度入学生を対象としたディプロマ・ポリシー（以下 DP）達成度の可視化を掲出（資料 2-18）している。また、2023 年度から全学で実施している PROG テストについては、1 年次から 3 年次にかけての成長の伸び率を示す形で公表しており、年度内に更新を予定している。

「各学部・学科の取り組み」では、一部の学部・学科が学習成果や教育改善に関する情報を公表しているが、他の学部・学科については現在掲出準備中である。

さらに、各種アンケート調査結果については大学情報公開ページで公表し、学習環境や学生満足度等に関する情報を社会に示している。

一方で、情報の掲出状況や内容に学部・学科間で差があるため、今後は公表内容や表現方法の統一を図り、より分かりやすい情報発信に向けて改善を進める。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、「城西大学内部質保証の方針」および「城西大学自己点検・評価に係る規程」に基づき、内部質保証システムが有効かつ適切に機能しているかを定期的に点検・評価している。具体的には、全学点検評価委員会および教学マネジメント会議において、各部局が実施した自己点検・評価結果をもとに、システムの運用状況や PDCA サイクルの実効性を検証している。

全学点検評価委員会では、内部質保証方針に示された手続きに沿って、各学部・研究科・

部局における自己点検・評価および改善活動の適切性を、提出された報告書により確認している。また、教学マネジメント会議では、全学的視点から抽出された課題を審議し、必要に応じて改善指示事項として各部局に示すことで、内部質保証システムの改善につなげている。

各学部・学科、研究科および部局では、中期計画、事業計画、前年度の改善指示事項を踏まえた PDCA サイクルを運用し、その進捗状況や達成状況を自己点検・評価報告書で検証している。これらの結果は全学的に共有され、内部質保証システムの有効性確認に活用されている。

さらに、教育の質保証の観点から、学生アンケート、卒業時アンケート、JU ポートフォリオなどの学習成果指標を用いて、教育活動の成果や課題を把握している。これらの結果は教学マネジメント会議や関係委員会で検証され、改善策の検討に反映されている。

加えて、外部評価委員による第三者評価や大学 HP での情報公開も踏まえ、内部質保証システムが社会に対する説明責任を果たす仕組みとして機能しているかを確認している。点検・評価結果を通じて明らかになった課題は、方針や運用方法の見直しに反映し、内部質保証システムの継続的な改善・向上に取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、内部質保証に関する方針および関連規程を整備し、全学点検評価委員会、教学マネジメント会議、大学運営会議を中心とした全学的な内部質保証体制を構築している。各学部・学科、研究科および部局では、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善指示事項を次年度の計画に反映させるなど、全学的な PDCA サイクルを運用している点は本学の強みである。

PDCA サイクルに基づく改善施策の具体的成果は各基準で記載しているが、教育目標である「協創力」の実現に向けた全学共通科目の設置や、教学マネジメント委員会による教育改善の調整・支援は、全学方針が教育実践に反映された好事例といえる。また、IR 活動に基づく学習成果評価体制を整備し、2028 年度に向けた新たなディプロマ・ポリシー策定に必要な根拠情報の蓄積が進んでいる点も評価できる。

さらに、長年の課題であった入試募集・広報活動についても、入試戦略委員会と広報課の連携により、本学教育の広報コンセプトを再構築し、大学 HP、オープンキャンパス、SNS 等を一体的に展開する体制を整えた。その結果、民間調査機関によるブランディング指標で関東圏大学の中で上位評価を得るなど、内部質保証に基づく改善の成果が表れつつある。

一方で、内部質保証システムは整備されているものの、その有効性を成果として十分に示し切れていない点が課題である。特に、JU ポートフォリオの入力が学生に定着しておらず、学年進行に応じた DP 達成状況の検証が限定的である。また、改善指示事項には単年度や単一部局では達成困難な内容が含まれ、進捗管理や部局間連携の仕組みが十分とはいえない。今後は、学習成果の可視化と改善指示事項の進捗管理を一層強化し、内部質保証システムが教育の質向上に実質的に寄与していることを明確に示すことが求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、内部質保証システムを整備し、全学および各部局で PDCA サイクルを運用している。今後は、学習成果の可視化を軸に実質化を進め、JU ポートフォリオの入力率向上や DP 達成状況の検証、改善指示事項の進捗管理を全学的に共有する仕組みを整えることで、自己点検・評価結果を教育改善と学習成果向上に確実につなげる。

2024 年度報告書で指摘された検証体制や情報公開の不明瞭な点については、内部質保証組織の連携概要図を作成し、大学 HP で公表することで改善が認められた。

一方で、DP 達成状況の把握やポートフォリオ・アンケートの低回答率改善、部局間の内部質保証体制の不均衡解消が課題であり、さらなる連携強化と継続的な改善が求められる。加えて、学生を中心に据えた体制を掲げているものの、部局間連携の仕組みは十分とは言えず、魅力ある大学づくりに向けて一層の改善が必要である。

第3章 教育研究組織（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、教育研究・学問の動向や社会的要請、国際的環境を踏まえた教育研究組織を適切に設置している。

本学の理念・目的に沿って編成された教育研究組織は、学士課程においては社会科学系（経済学部経済学科、現代政策学部社会経済システム学科、経営学部マネジメント総合学科）、自然科学系（理学部情報数理学科、数学科、化学・生命科学科、薬学部薬学科、薬科学科、医療栄養学科）の5学部9学科、大学院においては経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、薬学研究科の4研究科8専攻で構成されている。主たるキャンパスは埼玉県坂戸市に位置し、文理融合の教育研究活動を展開している。

理学部では、数学・統計学・情報科学といった情報数理の基礎を身につけ、データサイエンスの知見をもって地域や国際社会の課題に取り組む人材の育成を目的に、2025年4月、東京紀尾井町キャンパスに新たに「情報数理学科」を開設した。同年5月には、東京紀尾井町キャンパスが所在する千代田区と「デジタル分野における連携・協力に関する協定」を締結し、地域社会との協働を通じて実社会に貢献し得る人材育成と学術の発展に取り組んでいる。

また、1965年の設立当初から設置されていた理学部「化学科」は、近年の化学分野における社会的動向や学科の現状を踏まえ、化学と生命科学の協創を重視する教育研究を明確に示すため、2025年4月より「化学・生命科学科」へ名称変更し、新たなスタートを切った。

総合大学としての特性を活かし、文理融合型の教育を取り入れ、社会の求める有為な人材を育成するとともに人類文化の発展へ寄与するという理念に基づき、教育研究上の目的および時代のニーズに即した学部・研究科構成は適切である。

学生および教育研究を支援する附属組織としては、2021年に先進的な数理科学の教育研究の基盤を担う「数理・データサイエンスセンター」、2024年に全学共通の教養教育を担当する「リベラルアーツセンター」を設置している。そのほか、理学・薬学の教育研究を支援する機器分析センター、生命科学研究センター、薬用植物園、アイソトープセンターをはじめ、地域連携センター、国際教育センター、教職課程センター、スポーツ振興センター、女性人材育成センター、図書館、水田美術館など多様な附置組織を有している。

各部局には、大学が任命する部局長および各学部から選出された教員、事務担当職員で構成される全学常置委員会が設置され、全学の意見収集、検討・審議・報告、並びに各部局の点検・評価を実施している。

「地域社会」への貢献を目的として設置された「地域連携センター」では、「地域志向」の中核として、世界とのつながりを視野に入れつつ、本学における地域連携を推進している。

具体的には「連携教育・研究推進プロジェクト（J-CLIP）」や「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）」などの取り組みを展開し、地域コミュニティとの協働による教育を推進している。図書館や水田美術館を含む地域連携の詳細は、9章「社会連携・社会貢献」に記載している。

国際教育を担う「国際教育センター」では、国際交流、留学生受け入れ、留学支援の強化を進めている。海外大学・研究機関との連携推進、キャンパス内での国際交流の促進、留学希望者への支援、外国人留学生へのサポートを行い、外国人基幹教員や外国人事務職員の配置によって人材の多様性も図っている。詳細は11章「グローバル化」に記載している。

「教職課程センター」は、教職を志望する学生の学修を支援する全学的な組織として2017年4月に設立された。2023年の清光会館への移転に伴い、模擬授業室や学習スペースなど設備を一新し、学生が過ごしやすい環境を整備した。専任教員と相談員（主に非常勤講師）で構成され、相談員には元校長や教育委員会経験者などを配置し、学修支援、採用試験対策、教職に関する相談など多面的な支援を行っている。

「スポーツ振興センター」は、建学の精神に基づく人間形成の理念を深化させ、本学が蓄積してきたスポーツ教育、スポーツマネジメント、スポーツ栄養支援等を統合し、地域・国際社会に貢献できる人材育成を目的に設置されている。主な活動には、地域とのスポーツ連携、強化クラブ支援、スポーツ学生のキャリア支援、コンプライアンス研修などがあり、詳細は7章「学生支援」に記載している。

「女性人材育成センター」では、男女共同参画社会の推進による女性の社会参加や、女性の多様な選択を可能にする教育・学習の充実、キャリア教育による女性の自己確立を目指し、教育・研究・学内貢献・社会貢献を通じて、女性の自立と社会参加を支援し、社会に貢献できる人材を育成することを目的として設置された。

毎年、本学大学院及び学部在籍女子学生対象に「女性リーダー育成奨励生」を募集・選考し、コミュニティや組織のリーダーにとどまらず、グローバル課題や世界平和に貢献しうるリーダーシップの育成を目指した「奨励生向け海外研修」を企画・実施している。しかし、応募者数も徐々に減少しており「女性」のみならず、ダイバーシティ的観点で本センターの今後のあり方についても幅広く検討する必要がある。

さらに理系学部生、大学院生および教員の教育研究活動を支えるための研究組織として各種センターを設置している。

「機器分析センター」は、理学部と薬学部の教育・研究を目的として共同利用できる施設として設置されており、技術革新により大型化・精密化する高性能分析機器を集中的に整備・運用・管理している。

「生命科学研究センター」は、教育・研究に不可欠な実験動物（マウス、ラット、ウサギ）の飼養施設であり、動物愛護管理法の精神に則り、専門の飼育担当者を配置している。教員や学生は、講座や研究室で多数の実験に利用している。

「実験センター」では、人を対象とする生命科学・医学系研究・社会科学系研究、動物実験、遺伝子組換え実験などに関する支援業務を行っている。

動物実験においては、「城西大学動物実験規程」に基づいた動物実験等の実施方法等を取りまとめた「動物実験ハンドブック」を毎年作成し、動物実験に関する教育訓練動画・資料を公開するなど、利用者に適切に周知している。

また、理学部・薬学部の教員から選出された「動物実験委員会」「動物実験管理委員会」「動物実験管理自己点検評価委員会」を設置し、動物実験に係る「自己点検・評価報告書」および「外部検証結果報告書」をHPで公表している。

その他、「アイソトープセンター」「薬用植物園」などの施設を有している。

「数理・データサイエンスセンター」では、本学における先進的な数理科学の教育・研究の基盤としての役割を担うとともに、学部間、また学外の大学などの教育・研究機関や企業との教育・研究の連携・交流の場を提供することを目的に設置された。同センターでは、データサイエンス入門プログラムが、2023年8月、文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されたことに伴い、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心が高まっている。

「リベラルアーツセンター」では、多様な観点から考える力が要求されるこれからの社会で主体的に行動し、生き抜く力を備えた人材を社会に送り出すことを目的に設立された。同センターでは、本学のすべての学生が学ぶことができるリベラルアーツ科目の運営と、それらの教育力を向上させるための研究・取り組みを行っている。

以上のことから、本学の理念に基づいた教育研究上の目的として幅広い教養と深い専門知識と専門的知識や技能を備え、主体的かつ協同的に地域社会、国際社会に貢献し得る人材を養成するという目的と附置組織構成は適切である。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、教育研究組織の適切性について、整備された「内部質保証システム」に基づき、前年度に指摘された「改善指示」を軸とした活動計画、取り組み内容、取り組み結果・課題、課題に対する対応策を記載する自己点検・評価報告書の作成を全ての部局に求めている。

具体的には、中期計画・事業計画、学則・諸規程、IR情報などに基づき、各部局が自己点検・評価を実施する。各部局から選出された個別点検・評価委員は、提出された自己点検・評価報告書および基準に沿ったグループ別評価シートに基づき点検・評価を行い、その結果を「全学点検評価委員会」へ報告する。

改善が必要と判断された場合、全学点検評価委員会はその内容を「大学運営会議（学長）」へ報告し、大学運営会議で提案された「改善指示事項」を、内部質保証推進組織である「教学マネジメント会議」で諮問した上で、全部局に「改善指示」として通達する。各部局は、この改善指示を踏まえ改善策および実施方針を策定し、次年度の活動計画に反映させている。

本学では、毎年全学的に点検・評価を行い、各部局の現状、成果が認められる取り組み、

および課題を共有し、全学として把握している。

点検・評価結果は事業計画へ反映され、部局の活動へ結びつく形で PDCA サイクルが機能し始めている。

組織再編等については、第 2 期中期計画において「時代に即した大学院・学部教育への転換」として、組織変更（新設・改廃）や収容定員の適正化などが示されている。具体的には、2026 年度に大学院経営学研究科博士後期課程の開設が予定されているほか、理学部・薬学部における定員の適正化などが挙げられる。今後は、学生の受け入れ状況を示す IR データ等を確認しながら、収容定員の適正化や組織再編に向けた取り組みが検討される予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、時代のニーズおよび理念・目的に沿った教育研究組織を構成してきた。2025 年 4 月に開設された理学部情報数理学科は、情報数理の基礎を身につけ、データサイエンスの知見をもとに地域や国際社会の課題に取り組む能力を備えた人材の育成を目的としている。同学科は東京都心部の東京紀尾井町キャンパスに設置されており、その立地の利点を活かし、産学官が連携した教育研究の拠点として「紀尾井町 AI・データサイエンスコンソーシアム」を構築した。

しかし、本学の主たるキャンパスは埼玉県坂戸市であるため、理学部情報数理学科のみが設置されている東京紀尾井町キャンパスの認知度は依然として低い。したがって、社会への広報活動については、完成年度までの数年間をかけて段階的に広げていく必要がある。また、学生募集に苦戦している学部・学科については、入学定員の見直しや学部再編などの対策が急務と考えられる。

2006 年に設立された「女性人材育成センター」については、「女性」に限定しない、より幅広い視点からの支援が求められている。すべての学生、教職員、および本学に関わる人々の「人権尊重」に関する基本方針を踏まえ、時代に即したセンターの在り方について、今後検討を進める必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後の改善・発展方策としては、IR データを活用した収容定員の適正化や組織再編の検討をさらに進める必要がある。中期計画で示しているとおり、教育研究組織の質向上と大学全体の持続的発展を図るため、学部・大学院の新設・改廃や収容定員の適正化について審議する会議体の設置を推進していく。

本学では、内部質保証システムに基づく毎年度の点検・評価を通じて、教育研究組織の現状および課題を把握し、改善指示を次年度の計画へ反映させる仕組みが定着しつつある。学部・研究科および附置組織は、理念・目的に沿って適切に設置されている。学問・研究の動向や国際化を含む社会的要請を踏まえ、10 を超えるセンターが活発に活動している。

第4章 教育・学習（本文）

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学では、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、大学および大学院において教育研究上の目的と卒業認定・学位授与の方針（DP）を定め、学部・学科、研究科・専攻ごとに定期的な整合性を確認し策定している。建学の精神を実現するため、「協創力」を養う教育を掲げ、2022年度に大学・大学院全体の3つのポリシーを見直し、2023年度に公表、2024年度新入生から適用している。DPでは、修得すべき知識・技能・態度等を3項目にわたり評価し、学士・修士・博士の学位授与要件を明示している。各学部・学科、研究科・専攻のDPは大学HPの「教育目標・各種方針・ポリシー（資料4-1）」に入学年度ごとに掲載し、社会に広く公表している。また、新入生には入学時ガイダンスで、その他の学年には年度初めの学年ガイダンスで周知している。

DPに示された学修目標達成に向け、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下CP）を各学部・学科、研究科・専攻で策定している。CPには、学習成果達成に必要な教育課程、教育・学習方法、評価方法を明示している。学部・学科では、2024年度に整備された「JUポートフォリオ（資料4-2）」を活用し、各学年に設定された科目に対して長期型ルーブリックを用いた自己評価を蓄積し、振り返りができる仕組みを導入している。

大学の理念と教育研究上の目的、DP・CPに基づき、教育課程の体系性と順次性を確保するため、各学部・学科でカリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーを作成・公表している（資料4-1）。ただし、大学院では一部の研究科で未整備のため、引き続き整備を進めている。

DPで示した学習成果は、本学の建学の精神と理念に沿い、「知識と専門の学術を教授研究し、知的・道徳的能力の涵養を図ることで、広い教養と深い専門的知識や技能を備え、主体的かつ協同的に地域社会・国際社会に貢献し得る人材を養成する」という教育研究上の目的に適合している。また、学習成果の指標の一つである「協創力（資料4-3）」については、全学部・学科、研究科・専攻のCP（資料4-4）において、その育成を目的とした教育を行うことを明示している。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

教育課程の編成については学則に明示しており、2024年度の3つのポリシー見直しに伴い、全学共通基盤科目として「協創力体験演習（必修）」を新設した。これに加え、セミナー科目や基礎英語科目を含む「基本科目（必修）」、専門性を修得する「専門科目（必修・選択必修・選択）」、専門関連科目や教養教育科目で構成する「関連科目（選択）」、教職関連科目などからなる「自由科目（選択）」の5つの科目群を設置し、各学部・学科ではDP達成のためのCPに基づき、順次性と体系性に配慮して授業科目を配置している（資料4-5）。

2024年度に開設された全学共通基盤科目は、DP1・DP2の達成に必要な3科目（いずれも半期・必修）で構成され、文理融合のアクティブ・ラーニング型授業を通じて協創力を高めることを目的としている。1年次の「協創力体験演習Ⅰ（資料4-6）」では、課題解決に向けた議論を通じて協創を体験し、相互理解・相互尊重の態度や課題解決能力を養う。さらに、2年次には「協創力体験演習Ⅱ（資料4-7）」、3年次には「協創力実践演習」を体系的に履修するよう設定している。

各授業科目はシラバスに「授業の目的・目標」を明示し、DPとの関係、カリキュラム・ツリー上の位置づけ、ナンバリング表（資料4-8）による科目番号などを示している。各学部・学科ではカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリー（資料4-9）（資料4-10）を作成し、DPとの整合性や体系性を明示し、学期初めのオリエンテーションで学生に説明している（資料4-11）。

大学院では、各研究科・専攻でCPに基づき、専門性を高める「特論科目」「特論演習科目」と学位論文指導に関する「論文指導」を配置し、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮して編成している（資料4-12）。研究指導の方法やプロセスは学生便覧で明示している。

単位数は学則に明示し、1単位は45時間の学修を標準とし、授業形態に応じて設定している（資料4-13）（資料4-14）。授業外学修についてはシラバスに具体的に記載し（資料4-15）、対面講義は原則2単位、演習中心科目は1単位とし、学生便覧で周知している（資料4-5）。

2023年度から授業時間を90分から105分に変更し、各学期を13週に改めたことで学修時間を確保しつつ、長期休暇期間にインターンシップや留学、資格取得などの活動が可能となった。2024年度には授業時間の適切性を検証するため、学生対象の意識調査を実施し（資料4-16）、結果と方針を公表している（資料4-17）。

学生の学習時間確保については、シラバスの「準備学習等の指示（資料4-6）」に単位数

の計算方法を示し、授業方法に応じて教育効果や授業外学修を考慮し、概ね 15 時間から 45 時間の範囲で設定している。2023 年度からは、105 分授業・13 週の授業期間に対応し、授業外学修時間の目安を 1 単位科目で 1 時間 15 分、2 単位科目で 3 時間 30 分と設定し、具体的な予習・復習時間を内容とともにシラバスで指示している。さらに、2023 年度から土曜日を原則休業日とし、学習スペースを多数配置するなど、自学自修の環境整備を進めている。一方、学生アンケートでは授業外学習時間に大きな変化はなく、「全くしていない」が 19.5%、「週 1～5 時間」が 43.5%であり、学習時間確保は依然として課題である（資料 4-18）。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

教育課程の編成・実施方針に基づき、全学部・研究科では教育研究上の目的や課程修了時に修得すべき知識・技能に適した授業方法として、科目内容に応じて講義・演習・実習などの授業形態を採用している。

また、105 分授業への変更に伴い、学生の主体的参加を促すため、科目の特性に応じてアクティブ・ラーニング、課題解決型学習（PBL）、反転授業、フィールドワークを積極的に取り入れるようシラバスガイドラインで依頼しており、開講科目の 64.7%で実施されている（資料 4-19）。

さらに、学生の学習を活性化するため、e ラーニング環境やコモンズ、グループ学習室、個別学習室などを整備し、多様な学びを支援している。加えて、ハイフレックス型授業やオンデマンド型授業を導入し、授業動画を公開することで反復学習を可能にしている。

毎年度実施する「学びの成果確認アンケート」では、DP に示される能力の獲得について 83%が「そう思う」「少しそう思う」と回答しており、一定の効果が確認されている（資料 4-20）。また、各学部・学科では学期末に授業アンケートを実施し、授業形態や方法の検証を行っている。

学習成果の可視化の一環として、2014年度から全学でGPA (Grade Point Average) 制度を導入し、成績通知表や証明書に記載して学期ごとに通知することで、学生が学習成果の推移を把握し主体的に学習管理できる体制を整えている。年度初めには履修ガイダンスを実施し、進級・卒業要件や成績評価方法を説明し、学生便覧にも記載している。

各教科における形成的評価は大学ポータル「JU navi (資料 4-21)」やeラーニングシステム「WebClass (資料 4-22)」を活用し、演習問題や中間テスト、小テストの実施とフィードバックで行っている。さらに、2024年度導入の「JU ポートフォリオ (資料 4-2)」により、学生は長期型ルーブリックを用いた自己評価を行い、教員は形成的評価を通じて学習の進捗や理解度を把握している。

一方で、JU ポートフォリオの入力率は一部学部で低く、入力促進が課題となっている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

成績評価については学則に明示しており、各科目のシラバスに記載された評価方法に基づき実施し、学生便覧にも記載している。評価基準を満たした場合に単位を認定する。教務部が作成するシラバス作成ガイドライン (資料 4-23) に従い、記載内容の統一を図っており、「授業の目的・目標」「準備学習等の指示」「講義スケジュール」「成績評価方法」等について、事前に教員間で協議し、コンセンサスを得たうえで明示している。また、「教務関係手引き (資料 4-24)」に成績評価のガイドラインを記載し、それによって同一評価を実施し、平準化を図っている。

さらに、同一科目をオムニバス形式で実施する場合は、「講義スケジュール」内の各コマに担当者名を記し、そのコマ数の比率に準じた中間試験や学期末試験を実施し、協議の上、総括的評価を行っている。

成績評価の客観性および厳格性を担保するため、学生が成績評価について疑義を抱いた場合には、当該教員に成績照会を求めることを可能としている。加えて、GPA 制度を導入し、成績通知書により開示している。GPA の活用例として、管理栄養士を養成する薬学部医療栄養学科においては、教職課程を併せて履修する場合に必要な GPA 基準を設け、これを継続的に維持することを求めている (資料 4-25)。

学生が他大学、大学院、または大学以外の教育施設等で履修した授業科目の単位、ならびに入学直前に修得した単位の認定については、学則および大学院学則の定めに基づき、本人の申請を受けて学部教授会または研究科委員会が単位認定の可否を判断している。

卒業・修了要件については、大学学則 (資料 4-13)・大学院学則 (資料 4-14) に規定し、

学生便覧に学科・専攻ごとに明示している。学位授与は学則、大学院学則、ならびに「城西大学学位規程」に基づき、学部は教授会、大学院は審査委員会・研究科委員会・大学院委員会の議を経て、最終的に学長が決定しており、適切な責任体制と手続のもとで実施している。

大学院における学位論文の審査は、「城西大学学位規程（資料 4-26）」に定め、大学院履修手引（資料 4-12）で周知している。審査は、研究科および学位課程ごとに定める学位論文審査基準または最終試験実施要領に基づき、複数名の審査委員による審査や学位論文発表会など、客観性および厳格性を担保する措置を講じている。例えば、薬学研究科では、審査委員会において原則 2 回以上の非公開発表を経て、主研究指導教員（配属講座主任）と複数の副研究指導教員による形成的評価と総括的評価の二段階評価を実施している。副研究指導教員は、研究分野が類似する教員、異なる分野の教員、あるいは学外者から選出している。所定の評価を取得した学位論文については、各研究科委員会で学位授与の可否を審議し、全学の大学院委員会に諮ったうえで、学長が最終決定を行っている。これらの過程を経ることで、学位論文審査の客観性と厳格性を確保している。

学位授与方針（DP）に掲げた能力を修得できるよう、各学部・学科では初年次に開講される新入生向け科目を通じて、能力の開発と定着を徹底している。また、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、専門分野の知識と技能を身につけるため、基本科目、専門科目、関連科目などを設置し、段階的かつ体系的なカリキュラムを編成している。学生は、各学部・研究科が定めた所定の授業科目から必要な単位を修得し、これらの積み上げに加え、卒業論文・卒業研究、修士・博士論文審査等を総合的に判断して学位を授与している。

2024 年度からは、新たに設定した 3 つのポリシーに基づき、各学部・学科ではカリキュラム・ツリーおよびカリキュラム・マップを用いて、DP に掲げた能力や資質を身につけるための各授業科目と DP との関連性、科目の順次性および体系性を明示している。同時に、学生の学びや学修成果物、リフレクションの記録を蓄積し、成長のプロセスを確認し、学習成果の評価に活用するため、本学独自のツール「JU ポートフォリオ（資料 4-2）」を導入している。このツールにより、DP に示された学習成果の達成度を評価し、総合的に学位授与の判断を行うことになっている。また学部については、学位記授与に関する学則改正の検討を始めた。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学習成果を適切に把握するため方法については、直接評価として授業内テスト・試験、レポート・課題、プレゼンテーション等による修得単位数や GPA、学生への授業アンケート調査、外部アセスメントテスト、ルーブリック、卒業論文・卒業研究、修士・博士論文を実施している。加えて、2024 年度入学生からは全学部・学科で「JU ポートフォリオ（資料 4-2）」

を活用している。また、外部アセスメントテストとしては、一部の学部・学科、研究科では民間企業が提供する PROG テストを 2022 年度から試験的に実施し、2023 年度からは、全学部学科が 1・3 学年（薬学部薬学科のみ 1・4・5 学年）に対して実施して、成長度の一端を評価している（資料 4-27）。

JU ポートフォリオでは、DP に関連する科目に対する自己評価を基本とした長期型ルーブリック評価を行い、インターンシップや課外活動の成果物を蓄積し、学生の振り返りと教員による形成的評価を随時実施している。これにより、学修の質向上や就職活動への活用が可能となる。

DP に特に関連が深い授業科目として、本学独自のカリキュラムとして全学共通基盤科目（1 年生科目「協創力体験演習Ⅰ」、2 年生科目「協創力体験演習Ⅱ」、3 年生科目「協創力実践演習」）を設置した。これは、全学部生が学部を超え、交流しながら学ぶ必修科目となっており、DP に示す「協創力」を身につけることを目的としている。

間接評価としては、新入生アンケート、学びの成果確認アンケート、卒業時アンケート、就職状況等を活用している。

なお、各学部・研究科には学習成果を把握する指標はあるものの、アセスメント・ポリシーやアセスメント・プランは未策定であり、2028 年公表予定の新ポリシー策定に向け検討中である。

前述のとおり、各学部・研究科では多様で複数の指標や方法により DP に示した学習成果の把握・評価をしているものの、2022 年度入学生に対しては修得単位数や GPA、就職状況、各種アンケート等となっている。また 2023 年度入学生からは外部アセスメントテスト導入により客観的な視点を加えることになっている。

2024 年度学部入学生からは、DP の達成度を総合的に測定できる体制を整え、学習成果の把握・評価の指標や方法が DP に照らして適切であることを担保する計画となっている。

各学部・研究科における学習成果の把握は、所定の単位の修得に加え、卒業論文・卒業研究、修士・博士論文審査、各種アンケート結果、就職状況を総合的に判断して行っている。

大学全体では、学長室 IR 推進課がアンケート結果、PROG テスト、JU ポートフォリオのルーブリックを集計・分析し、学部別・大学別に報告している。結果は教学マネジメント委員会を経て大学運営会議に報告され、大学 HP で公表される。これらの分析結果をもとに、学習指導やカリキュラム改善に反映し、教育活動の質向上を図っている。

これらの分析結果を含む各種指標を通じて、学習成果の把握・評価を行い、その結果を学習指導やカリキュラム改善に活用することで、学生の学習状況を確認しながら教育活動を展開している。また、2028 年公表予定の新ポリシー策定に合わせて、教育改善を盛り込んだカリキュラムへ反映させる計画となっている。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

教育課程およびその内容、教育方法については、整備された内部質保証システムに基づき、前年度に指摘された「改善指示」を軸に、活動計画、取り組み内容、取り組み結果・課題、課題への対応策を記載した自己点検・評価報告書を全部局に作成させている。具体的には、中期計画・事業計画、学則・諸規程、IR情報などを踏まえ、各部署で点検・評価を実施している。

各部署から選出された個別点検・評価委員は、提出された報告書および基準に沿った評価シートを用いて点検・評価を行い、その結果を「全学点検評価委員会」に報告する。改善が必要な場合、全学点検評価委員会は内容を「大学運営会議（学長）」に報告し、大学運営会議で提案された「改善指示事項」を、内部質保証推進組織である「教学マネジメント会議」で審議したうえで、全部局に通達する。各部署はこの指示を踏まえ、改善策と実施方針を次年度の活動計画に反映させている。

また、各学部・学科ではIR推進課が作成した分析結果を教育改善に活用する仕組みを整えており、2028年度公表予定の新ポリシー策定に際しても、カリキュラムに反映させる計画である。今年度は、卒業単位の積み上げに加え、卒業論文・卒業研究、修士・博士論文審査などの卒業要件を総合的に判断している。さらに、キャリアサポートセンターが集計する進路状況や、一部学部でのTOEICスコアなど外部試験結果も活用している。

自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため、外部評価委員会を設置し、第三者の視点から評価を行い、その結果を全学点検評価委員会に報告している。必要に応じて次年度の「改善指示」に反映し、全部局に通達する。外部評価結果は大学HPで公表している。

自己点検・評価の結果を活用した教育課程の改善事例として、2024年度にはポリシー見直しに伴い「協創力」育成を目的とした全学共通基盤科目を開講した。また、授業時間を90分から105分に変更した効果測定をIR推進課が実施し、分析結果を公表した。2025年度にはIRデータを活用した教育改善の取り組みが始まり、2028年度の新ポリシーに反映される予定である。

さらに、大学認証評価で指摘された「理学部における上限を超えた履修登録」については、2024年度よりキャップ制に関する学則改正を行い、全学部で運用を開始した。2025年度には履修登録の改善が進んでおり、今後は有効性を検証する予定である。同時に、理学部における教職課程の取り扱いについての検討も開始している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2024年度に開設された全学共通基盤科目は、DP達成に必要な科目であり、全学部学科の学生が履修する文理融合型のアクティブ・ラーニング授業となっている。1年次には「協創力体験演習Ⅰ」、2年次には「協創力体験演習Ⅱ」、3年次には「協創力実践演習」を体系的に履修するよう設定している。これらの科目は、学部を超えた交流を通じてDPに示す「協創力」を育成することを目的としている。

また、本学独自のツール「JUポートフォリオ」は、全学共通ルーブリックを用いた学生の自己評価と教員評価により、成長の確認を可能にしている。さらに、学びの記録、学習成果物、リフレクションを時系列で蓄積し、ルーブリックと併せて学習成果を可視化する仕組みを備えており、これらは本学の強みといえる。

一方で、JUポートフォリオの入力率向上と活用促進は課題である。特に一部学部学科では入力率が低く、積極的な活用に向けた取り組みが求められる。JUポートフォリオを活用した学習成果の評価・把握は、2024年度入学生から開始されている。

加えて、学生アンケートでは授業外学習時間の確保が課題として挙げられている。また、大学院の一部研究科ではカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーの整備・公表が未実施であり、早急な対応が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2024年度に公表された3つのポリシーに沿った教育評価を実施し、2028年度の新ポリシーおよびアセスメント・プラン策定に向けた検討を開始している。また、アカデミック・アドバイジング制度の導入、GPAの戦略的活用、教育改善に資する卒業生アンケート調査の実施など、新たな取り組みも検討している。

今後は、これらの分析結果を基にアセスメント・プランを体系化し、2028年度に公表予定の新ポリシーに反映させるとともに、アカデミック・アドバイジング制度の導入やGPAの活用、卒業生アンケートの実施を通じて、学修支援と教育の質保証を一層強化する。これらの取り組みを継続的な自己点検・評価サイクルに位置付け、教育課程および教育方法の改善・向上を着実に推進していく。

第5章 学生の受け入れ（本文）

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー、以下 AP）は、本学の建学の精神である「学問による人間形成」と理念、教育研究上の目的、さらに各学部・学科、研究科の学位授与の方針（DP）および教育課程の編成・実施の方針（CP）を踏まえ、学位課程ごとに定めている（資料 5-1）。

各学部・研究科は、AP に加え、求める人物像や求める水準、判定方法について学生募集要項および入試情報サイトに掲載し、受験生に周知している。また、大学 HP の「各種方針」「教育情報の公表」ページ、各学部・学科・研究科のパンフレット、大学案内等を通じて、社会に対しても広く公表している（資料 5-2）。

本学の学生募集活動は、入試部入試課を中心に、各学部と連携してオープンキャンパス、入試説明会、学内見学会、進学相談会、高校訪問、模擬授業、高大連携、SNS を活用した広報活動などを展開している（資料 5-3）。

募集方法・選抜制度については、文部科学省から毎年度通知される「大学入学者選抜実施要項」に則り、かつ AP に沿って、学長を委員長とする「入試制度検討委員会（資料 5-5）」で学生募集の基本方針、入試制度および日程、募集人数を検討し、「入学試験委員会（資料 5-6）」で実施方針を審議・決定している。これらの方針に基づき、各学部では学部長を委員長とする実施委員会で実施案を検討し、教授会の決定を経て成案としている。

学士課程では、「学校推薦型選抜」「総合型選抜」「一般選抜」「共通テスト利用選抜」「特別入試」「編・転入試」を設けている。各研究科の学生募集は各研究科の責任で実施しており、出願資格や選抜方法は研究科ごとに定め、「一般入学試験」「社会人入学試験」「特別入学試験」「推薦入学試験」など多様な方式による入試を行っている。学部・研究科ともに制度および運営体制は適切に整備されている。

入学者選抜の実施にあたっては、学長示達（資料 5-4）を事前に通達し、面接試験担当者および筆記試験監督者に対し、公平性の確保を指示している。合否判定は各学部・研究科の判定教授会等で厳正に審査し、その結果を全学入試判定委員会で審議している。

また、募集人数、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、倍率、合格者最高点、合格者最低点を印刷物および入試情報サイト（資料 5-7）で公表し、受験生に情報提供を行っている。さらに、入学試験問題については著作権により公表できない場合を除き、過去 3 年間

分を大学 HP に掲出（資料 5-8）するなど、全学的に入学者選抜の公正性・透明性を担保している。

なお、本年度より「入試制度検討委員会（資料 5-5）」と「入学試験委員会（資料 5-6）」を統合し、入試部長を委員長とし、各学部・学科から選出された教員・職員による「入試戦略委員会（資料 5-9）」を設置した。同委員会では、2027 年度入試制度、2026 年度広報活動（媒体・対面）、高大接続に関する専門部会を中心に議論を進めている。検討内容は大学運営会議および教学マネジメント会議で審議され、その結果は各学部・学科・研究科へ報告する仕組みを構築している。

入学者選抜において特別な配慮を必要とする志願者に対しては、入試情報サイトに「受験上・修学上の合理的配慮について（資料 5-10）」を掲載し、概要、申請に必要な書類一覧、受験上の配慮例、申請から出願までの手順、修学上の配慮を順にわかりやすく示している。

特別な配慮の申し出があった場合は、申請内容について志願学部・学科と協議し、合理的な受験上の配慮内容を決定している。これにより、公正な入学者選抜を実現する仕組みを整備し、適切に対応している。

学部・学科を志願する受験生、高校 1・2 年生、保護者、高校教員向けに情報を集約した「入試情報サイト」では、WEB 出願、デジタルパンフレット、募集要項、オープンキャンパス情報、入試情報、過去問題、学費・奨学金、卒業生の声、外国人留学生向け出願書類など、志願者が必要とする情報を掲載している（資料 5-11）。情報はわかりやすく配置され、スマートフォンからも検索しやすい設計となっている。

WEB 出願では、出願から合格発表、入学手続きまで一貫して行うことができる。オープンキャンパス情報（資料 5-12）では、日程、開催プログラム、モデルコースなどを掲載し、大学生活を具体的にイメージしやすい構成となっている。また、日程に参加できない場合は個人見学も随時受け付けている。ウェブサイトを通じて、受験生の受験計画に寄り添った情報提供を行っている。

さらに、外部業者が主催する進路相談会や高校内ガイダンス等にも積極的に参加し、本学を希望する志願者に対して直接説明する機会を設けている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

本学では、大学全体の定員管理方針に基づき、各学部・学科、研究科において入学定員・収容定員の管理を行っている。入学試験実施後は、各学部教授会の下部組織である入試実施委員会等で志願者動向や他大学の志望動向を適切に把握し、合格判定案を作成する。その後、教授会で審査し、学長を委員長とする入試判定委員会に報告し、最終決定している。

また、入学者確定後（4 月 1 日付）には、入学試験委員会において入学定員の充足状況を確認している。学士課程の入学定員充足率は過去 5 年間の平均で 0.93、収容定員充足率は

0.96 となり、いずれも若干下回っている。大学院では、合否判定を各研究科委員会で実施し、定員超過・未充足の状況を大学院委員会で確認している。大学院全体の入学定員充足率は過去5年間の平均で0.66、収容定員充足率も0.66と下回っているものの、学部・大学院ともに昨年度比でわずかに改善傾向がみられる。

2025年度より立ち上げた「入試戦略委員会」では、学部から選出された教員および職員が定期的に議論を重ね、入試部長が大学運営会議で審議し、教学マネジメント会議で報告することで全学へ周知する仕組みを構築した。オープンキャンパスや高校訪問などについても全学的に検討し、実施している。オープンキャンパスにおけるコンテンツの見直しや広報の強化により、5月の来場者数は増加した（資料5-13）。また、高校教員を対象とした説明会を坂戸キャンパスで開催し、入試制度や本学の教育内容について理解を深める機会を設けた。さらに、2027年度入試制度、2026年度広報活動（媒体・対面）、高大接続に関する専門部会を中心に議論を進めている。

定員管理の対策として、理学部情報数理学科、化学・生命科学科、薬学部薬学科、現代政策学部社会経済システム学科（総合政策学部総合政策学科へ名称変更）については、入学状況に応じて募集定員の増減を行った。

積極的な進路説明会への参加、高校訪問、高大連携、SNSを活用した広報活動、多様な入学者選抜制度などを通じて募集活動を展開しているが、近年の18歳人口減少の影響は大きい。年内の総合型選抜や学校推薦型選抜等を実施した結果、一部の学部・学科、研究科では充足率の低下が想定されるため、さらなる入試対策や定員の見直しについて検討する必要がある。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

入学者受入の適切性については、各学部・学科、研究科において入学者選抜結果および新入生アンケート調査結果に基づき点検・評価を行い、その内容を「入学試験委員会」において各学部・研究科長から報告している。

また、新たに整備された内部質保証システムに基づき、個別点検・評価委員（入試グループ）が自己点検・評価報告書を基に点検・評価を実施し、その結果を「全学点検評価委員会」に報告している。さらに、入試に関連するIRデータ（入試形態別の在学生成績分析等）を活用した点検・評価を行い、外部評価委員による評価・指摘も受けている。改善が必要な場合には、全学点検評価委員会から「大学運営会議（学長）」へ報告され、大学運営会議で提案された「改善指示事項」を、内部質保証推進組織である「教学マネジメント会議」で諮問したうえで、全部局に「改善指示」として通達する。各部局はこの指示を踏まえ、改善策と

その実施方針を策定し、次年度の活動計画に反映させている。

定員管理については、最重要課題として全学で認識されており、志願者増加につながる取り組みを「入試戦略委員会」で検討している。本年度より「入試制度検討委員会」と「入学試験委員会」を統合し、入試部長を委員長とする「入試戦略委員会」を立ち上げた。オープンキャンパス来場者の満足度向上を目指した運営改善に加え、高校訪問や広報媒体の検討を行うなど、学生受け入れに関わる事項の改善に取り組んでいる。

学部においては、新入生アンケートの分析から高校生の志望校選定時期が早期化していることが明らかになったため、5月開催のオープンキャンパス来場者の増加を図る施策を講じた。その結果、昨年度比で185%増となったが、年間の開催回数を1回減らした影響もあり、全体としては10%減となった。

オープンキャンパスに加えて、2024年度に続きナイトオープンキャンパスを実施し、休日に参加が難しい受験生に向けて夕方開催を設定している。また、理学部化学・生命科学科および薬学部薬科学科では、3日間の研究室インターンシップ（資料5-14）を実施し、高校生に大学での研究を体験する機会を提供している。

総合型選抜および学校推薦型選抜における面接審査・書類審査については、ルーブリックを用いた評価を導入し、評価者間の客観性を確保するとともに、公平・公正な入学者選抜を実施している（資料5-15）（資料5-16）。

入試制度においては、受験機会の拡充を目的に、公募制推薦入試および学業特待生選抜S日程を追加した。一般選抜A日程では、従来の本学・東京会場に加え、仙台・新潟を地区会場として追加し、受験生が地元で受験できる機会を設けた。外国人留学生の募集強化に向けては、中国・大連など現地での入学試験を実施し、教職員を派遣して対応している。

大学院においては、2024年度に社会人の受験を支援する長期履修制度（資料5-17）を導入したことで、社会人志願者が徐々に増加しており、入学定員充足率の改善に向けた取り組みを引き続き進めている。

また3月には合格者および入学手続者、その保護者を対象として、入学前の不安解消を目的とした「入学説明会」（事前申込制）を初めて実施した（資料5-18）。説明会では、学事暦、大学システム、学生生活奨学金、学費、就職・資格取得支援などに加え、本学の魅力の一つである「協創力体験」も企画した。オープンキャンパスとは異なる内容であったため、多くの参加申し込みが寄せられた。

今後、18歳人口の減少を踏まえると、大学が掲げる「養成する人材像」や「教育活動」に基づく大学の魅力発信を一層強化するとともに、大学全体として定員規模の適正化について検討する必要がある。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、「入試情報サイト」において受験情報を可能な限り開示し、受験しやすい情報および環境を提供している点が長所である。過去問題の公開については、学部・研究科、外国人留学生入試の過去3年間分を、入試問題、模範解答、出題意図とともに掲載している。学部では、一般選抜だけでなく、総合型選抜における記述式試験についても問題および模範解答を公開している。また、学部・学科、研究科・専攻別に入試結果を入試方式ごとに公開

している。さらに、入学前指導にかかる課題を事前に公表し、受験生が受験から入学までの学習計画を立てやすくしている。加えて、3月には「入学説明会」を開催し、入学予定者が大学生活をスムーズに開始できるよう支援している。

一方、問題点として、学部・研究科ともに定員確保が喫緊の課題である。特に一部の学部・学科においては、一般選抜の志願者増につながる施策の検討が急務である。研究科においては、募集活動が研究科主体となっている現状があり、定員充足率が低いことから、組織的・全学的な募集活動の検討が必要とされる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学部・研究科ともに定員管理を最重要課題として位置づけ、各学部・学科の大学 HP の充実を図るとともに、受験生に向けた情報提供の強化を進めている。あわせて、入試制度改革についても検討しており、全学的な改善と発展方策について継続的に議論している。これらの取り組みは、学部・研究科、入試部、関係部局が連携し、「入試戦略委員会」を中心として組織的に推進している。

今後は、社会的要請や受験生の多様化に的確に対応するため、選抜方法や評価基準の一層の明確化と妥当性の検証を継続するとともに、受験生にとって分かりやすい情報発信のさらなる充実を図る必要がある。

第6章 教員・教員組織（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学は、建学の精神に基づき教授・研究を行うことを、城西大学学則第2条および大学院学則第1条に明示している。そのため「教員・教員組織の方針」において、教員には建学の精神および理念・目的を理解し、その実現に向けて学生の意欲を高め、教育研究活動を遂行する能力を求めている。また、教員組織の編成にあたっては、建学の精神、理念・目的の達成に必要な教員組織の整備を方針としており、各学部はこの方針に基づき、求める教員像および教員組織の編成方針を定め、その下で教育を行っている。加えて、教員組織編成に際しては、年齢や性別等のバランスにも配慮することとしている。

各学部・学科における教員数については、例年、大学設置基準（別表第一）に定められた教員数を満たしているが、今年度に限り、別表第二における大学収容定員に定められた教授数が1名不足している。これは急遽の退職によるものであり、次年度に向けて教員数の充足に向けた教員人事を進めている。人事については、第2期中期計画・事業計画において教職員体制の整備方針が示されており、法人の人事計画に基づき教員組織の充実を図っている。

学習成果の達成につながる教育の実現を確保するため、主要授業科目は基幹教員が担当することが2023年2月の教学マネジメント会議で承認されている。各学部・学科ではカリキュラムに基づき、主要な学問領域を担当する基幹教員を配置し、方針と教員組織の整合性を確保するとともに、各学位課程の目的に沿った教員配置を実現している。また、カリキュラム・マップに主要授業科目とディプロマ・ポリシー（DP）達成度の関係を明示し、大学HPで公表することで、在学生および社会に広く周知している。

大学院研究科の教員は全員が学部所属しており、研究科として独自の教員採用は行っていない。採用・昇任については学部で意見を取りまとめ、学部長から学長、さらに理事長へ上申する形式を採用している。研究科担当教員の資格は、「城西大学大学院担当教育職員資格審査内規」に基づき、所属研究科長の推薦を経て「研究科委員会」で審査し決定している。薬学研究科では、5年ごとに業績調査を実施し、内規の基準を満たしているか確認して

いる。研究科担当教員の配置については、教育課程運営上必要な教員を適切に充当している。

大学全体の ST 比（在籍学生数を基幹教員数で割った値）は 32.3 であるが、一部の文系学部では 60.7 と高く、教育の質向上のため基幹教員体制の充実が喫緊の課題となっている。

本学の教職課程センターは、教職課程を有する各学部の選出教員で構成され、教育職員免許状取得に必要な教育・研究を支援するとともに、現職教員の教育・研究支援を目的として運営されている。指導体制はセンター運営を担う専任教員と、学生指導・相談を担当する相談員で構成され、相談員には中学校・高等学校の元校長や教育委員会経験者など実務経験が豊富な人材を配置している。指導教員は教職課程全般に関する相談に対応し、相談員は採用試験対策や講座を担当する。また、相談員の多くは非常勤講師として教職科目を担当し、学習支援も行っている。さらに、センター内に「教職サポート室」を設置し、学生が安心して相談できる環境を整備している。

各教員の担当授業科目および担当授業時間については、基幹教員の責任コマ数を通年換算で 6 コマ、超過コマの手当支給上限を 10 コマと定め、過度な授業負担を抑制している。2025 年度の基幹教員の通年平均担当コマ数（大学院・学部・短大・別科を含む）は、経済学部 7.45、現代政策学部 7.12、経営学部 7.36、理学部 8.16、薬学部 8.91 である。特に理学部化学・生命科学科（11.16）、薬学部薬科学科（10.25）は高い数値となっている。大学全体では 2024 年度の平均 7.9 に対し、2025 年度は平均 8.1 と微増している。また、理系学部・学科には実験実習があり、10 コマを超える教員も存在するため、大学では各学部・学科・研究科の担当委員会等を通じてカリキュラムの再検討を進め、授業科目数の削減を含む対応を継続的に検討・実施している。これにより、教員の研究時間を確保し、教育研究の質を担保する取り組みを計画している。

各基幹教員は、毎年度「城西大学研究者データベース」等に教育研究活動および社会活動を入力し、学内外へ情報を発信している。

職員と教員の役割分担および協働・連携については、城西大学学則第 15 条および大学院学則第 8 条において、教育研究上の目的を達成するため、教員および事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する旨を規定している。また、「城西大学 大学組織及び教育職員の職制に関する規程」および「城西大学事務組織規程」において、それぞれの役割と責任を明示している。

さらに、教職協働・連携によって教育研究活動を推進するため、FD 研修・SD 研修や教学マネジメント会議、各種全学常置委員会への教職員の参加を促進している。例えば、「教学マネジメント会議」の下部組織である「教学マネジメント委員会」は、教務部長、教務副部長、各学部から選出された教員、教務課長、教学事務組織の課長・事務長で構成され、本学の教育に関する全学的事項について検討・企画立案・審議・調整を行っている。

本学ならびに本学大学院の学則において、指導補助者の制度を定めており、指導補助者に対して必要な研修を行うことが規定されている。「城西大学大学院ティーチング・アシスタント規程」では、ティーチング・アシスタント（以下、TA）希望者は、申請書を研究指導担当教員および研究科長の許可を得たうえで学長に申請し、当該研究科委員会の議を経て学長が任用することとしている。

業務内容として、博士課程在学生の TA は修士課程・学部生を対象に、修士課程在学生の TA は学部生を対象に、実験実習や演習等の教育的補助業務を行う。勤務報告書は毎月末に

提出し、担当する実験実習や演習等が終了した際には、実績報告書を指導教員を経て研究科長に提出することが規定されている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

教員の募集については、学長示達において「募集については公募が望ましい」と明示されていることから、大学 HP に教員公募ページを設置し、募集を行っている。同時に、JREC-IN にも公募情報を掲載し、広く募集を実施している。

教員の新規採用については、各学部の教員組織編成方針に基づき必要人員を選考したうえで、適任者を学長へ推薦し、学長から理事長へ上申、最終的に理事会で審議することとなっている。昇任については、城西大学業務規則に従って実施しており、採用・昇任にかかる資格審査は学部の規程に基づいて行われる。その後、全学基準であるステップ評価制度に基づき学長に推薦する。

ステップ評価制度は、職位ごとに求められる論文数や実績等を示した評価表を用いて、教育研究業績および社会貢献活動などを総合的に確認・評価する制度であり、本学における統一的基準として運用している。各学部から推薦された候補者は「全学教員評価委員会」で審議され、その後学長が理事長へ上申し、理事会において最終決定される。

大学院研究科の基幹教員はすべて学部に所属しているため、研究科独自の教員採用は行っていない。ただし、研究科の取り決めに基づき、研究指導教員および研究指導補助教員の資格審査を行い、研究科委員会で所属教員としての資格を決定している。

以上のように、教員の募集・採用・昇任は、明文化された規程と手続き、客観的な審査に基づいて公正に行われており、適切な運用がなされている。

一方で、ステップ評価制度の詳細が非開示であることから、教育の質向上の観点からは、教員評価を客観的かつ公平で、透明性の高いものとするために、評価内容の開示の是非を含めた議論を継続していく必要がある。

教職課程センターでは、教職課程の質の維持・向上を目的として、研究者教員と実務家教員のバランスを考慮した配置を心がけている。教員が不足する場合には、センターで候補者の経験や業績を審議し、適切な学部へ推薦する。学部はセンターの推薦を受け、学部ごとの審査を経て採用・配置を行う。このプロセスにより、教職課程センターと各学部は密接に連携し、教職課程の円滑な運営と質保証を実現している。

基幹教員の年齢構成は、29 歳以下が 2 名 (1.0%)、30 歳～39 歳が 35 名 (17.5%)、40 歳～49 歳が 50 名 (25.0%)、50 歳～59 歳が 71 名 (35.5%)、60 歳～69 歳が 41 名 (20.5%)、70 歳以上が 1 名 (0.5%) と幅広く分布している。

職位別では、教授 97 名 (48.5%)、准教授 59 名 (29.5%)、助教 44 名 (22.0%) であり、

教育・研究の実施に支障が生じないよう、全体としてバランスに配慮している。

大学全体の基幹教員（教授・准教授・助教）の男女比は、男性 150 名（75%）、女性 50 名（25%）で男性が多いが、女性教員は各学部に配置されている。

また、外国人教員は基幹教員として 14 名（全体比率 7%、男性 7 名・女性 7 名）在籍しており、国籍は中国、韓国、マレーシア、インドネシア、アメリカ、ニュージーランド、スロベニア、ブルガリアと多様であり、各学部に配置されている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につながる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

本学における FD 活動は、「城西大学・城西短期大学 FD 委員会規程」に基づき、学長を委員長とする全学 FD 委員会を中心として、組織的かつ全学的に実施している。全学 FD 研修会は FD ポリシーに基づき、教員の教育・研究活動等の改善を目的として開催しており、併せて特別 FD 研修会も実施している。研修会には教員のみならず事務職員も参加しており、2025 年度は学内教員による「安全保障輸出管理について」「高等教育の質保証と向上—社会的説明責任を果たすために—」「科学研究費助成事業について」「退学者防止に向けた本学の全学的取り組み」の 4 テーマで、これまでに 4 回開催した。研修会終了後には参加者へのアンケートを実施し、意見の把握に努めている。FD 研修会には毎回約 300 名が参加し、参加率は 100%である。

加えて、各学部・研究科では独自の FD 委員会を設置し、それぞれの特徴に応じた活動を展開している。活動内容については報告書を作成し学長宛に提出するとともに、全学 FD 委員会での報告を通じて共有化を図っている。また、FD・SD 研修会の講演タイトルは、関連するポリシーとともに大学 HP で公開している。

特別 FD 研修会では、毎年「科学研究費助成事業について」をテーマとし、日本学術振興会講師による講演のほか、特任教授による「科研費のすすめ」、採択された若手教員による「若手研究者と科研費」、学内教員による講演を実施し、研究力の向上を目的としている。

また、申請書の学内外でのチェック体制も整備しており、その結果、科研費採択者数は 2023 年度 14 名、2024 年度 13 名、2025 年度 16 名と着実に成果を上げている。

教員の教育活動・研究活動・社会活動等の評価については、毎年度すべての教員に「教育活動報告書」および「研究者業績データベース」の Web 提出を求めている。これらの情報を

基に、各所属長は教育・研究活動、大学運営への貢献度、社会連携の状況等を幅広く評価し、「ステップ評価表」を作成している。

また、教育研究活動において卓越した貢献を行った教職員を顕彰する目的で、2023 年度に「城西大学・城西短期大学顕彰制度」を設置し、学長賞受賞者を表彰している。

本学では、薬学研究科の大学院生が TA として教員の教育補助業務を担当している。TA に対しては年度初めに研修会を実施しており、教育に関連する教員向け FD への参加機会も提供している。TA は主として学部生の卒業研究の補助を担当している。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教員組織については、中期計画・事業計画に基づく人事計画を踏まえ、各学部・学科において法令に定められた教授数を含む教員数の点検・評価を行っている。今年度は教授数が1名不足しているものの、通常の採用計画に加え、2025 年度に募集停止となる短期大学の教育資源の再編が進められており、2026 年度には教授2名が各学部へ異動することが決定している。さらに、各学部・研究科ではカリキュラムおよび教学全般の総合的な検証を進め、それに基づいた教員任用計画を策定している。

各学部・研究科および学長室学務課は、整備された「内部質保証システム」に基づき、前年度に指摘された「改善指示」を軸に、活動計画、取り組み内容、結果・課題、対応策を記載した自己点検・評価報告書の作成を全部局に求めている。点検・評価は、中期計画・事業計画、学則・諸規程、IR 情報などに基づき各部署で実施される。提出された報告書は、各部署から選出された個別点検・評価委員が評価し、その結果を「全学点検評価委員会」に報告する。改善が必要な場合、全学点検評価委員会は「大学運営会議（学長）」に報告し、大学運営会議で提案された「改善指示事項」を「教学マネジメント会議」で諮問したうえで、全部局に通達している。各部署はこの指示を踏まえ、改善策および方針を次年度の活動計画へ反映させている。

本学では毎年、全学的な点検・評価を実施し、各部署の現状や成果、課題を全学で共有している。これにより、改善点の明確化と継続的な質保証の推進が図られている。

前年度の点検・評価結果に基づき提示された「改善指示」に沿って、各部署は活動計画、取り組み内容、取り組み結果・課題、課題への対応策を記載した自己点検・評価報告書を作成している。この「内部質保証システム」により、大学設置基準に基づく教員数・教授数の確保、基幹教員一人当たりの担当授業数の適正化、学生主体の教育に関する FD の実施など、教職員の意識改革につながる仕組みが整備されている。その結果、教員数や担当授業コマ数は、一部の学部・学科を除き改善が進み、向上が見られている。

また、科研費に関する特別 FD 研修会を毎年実施することで、採択者数は微増しており、2023 年度、2024 年度、2025 年度と着実に成果が現れている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所としては、教育実践に顕著な成果を挙げた教員に対して「城西大学学長賞（ティーチング・アワード）」の顕彰・表彰制度を導入したことにより、教育の質向上および教員のモチベーション向上につながっている点が挙げられる。

一方で、一部の文系学部では ST 比が大学全体の 32.3 に対して 60.7 と高いことが課題となっている。また、実験系科目を有する学部・学科では担当授業コマ数が大学平均 8.1 コマを上回り、10 コマを超過する教員も存在している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2026 年度に文系学部が短期大学教育資源へ再編されることに伴い、教員数および ST 比の改善が見込まれている。また、カリキュラムの再検討を通じて授業数の削減を含む教育体制の見直しを各学部に依頼している。

大学として求める教員像および教員組織の編成方針は、建学の精神に基づき明確に設定されており、各学部における教育課程や基幹教員の配置に適切に反映されている。さらに、FD 活動の全学的な展開や教育活動の表彰制度の導入により、教員の教育的資質および意欲の向上を図る体制が整備されている。また、科研費獲得支援を含む研究環境の強化も進展しており、一定の成果を挙げている。

一方で、一部の文系学部における高い ST 比や、理系学部等における授業担当負担の重さといった課題は依然として残されている。これらの課題解消に向けては、2026 年度の短期大学教育資源再編に伴う教員配置の適正化に加え、継続的なカリキュラムの再検討を通じた授業科目数の削減を進めることで、教員の研究時間確保と教育研究の質の維持・向上を図る取り組みを推進している。

第7章 学生支援（本文）

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学では、多様な学生が安定した学生生活を送りながら学修に専念し、協創力を培うことができるよう、学生支援方針（資料7-1）に基づき、修学支援、生活支援、進路支援、障がい学生支援の体制を整備し、教職員が連携して学生支援に取り組んでいる。

事務局では、これまで独立していた学生部とキャリアサポートセンターを「学生支援部」として再編し、学生支援部長を委員長とする「学生支援委員会（資料7-2）」および「キャ

リア支援委員会（資料 7-3）」を改組した。また、教務部長を委員長とする「教学マネジメント委員会（資料 7-4）」は、各学部・学科から選出された教員と担当部局の事務長・課長で構成され、学生支援に関する情報共有を行っている。

さらに、学生支援を担当する専門部署として、以下の体制を整えている。

修学支援については、教務部教務課が副専攻制度を支援し、教職課程センターが教員養成（資料 7-5）に関する支援を行っている。

学生生活支援では、学生支援部学生サービス課が課外活動支援や奨学金・経済的支援（資料 7-6）を担当し、保健センターが健康増進支援やハラスメント相談を、学生相談室が学生相談をそれぞれ実施している。

進路支援に関しては、キャリアサポートセンター（資料 7-7）が企業就職支援、公務員志望者向けキャリア教育、採用支援、資格取得支援を行っている。

障がい学生支援（資料 7-8）（資料 7-9）については、学生サービス課、保健センター、学部事務室、キャリアサポートセンターが連携し、必要に応じて施設部管財課・営繕課と協力して対応している。

また、国際部国際課および別科事務室では、外国人留学生支援全般や海外留学支援を担い、進路支援についてはキャリアサポートセンターと連携できる体制を整えている。

学生支援の質向上のため、各部署には専門的な知識・資格を有する職員を配置している。具体的には、学生支援部学生サービス課、教務課、学部事務室、国際課にはスチューデントコンサルタント認定者を、キャリアサポートセンター事務室にはキャリアコンサルタント資格保持者（資料 7-10）を、保健センターには看護師免許を有する職員を配置している。

スチューデントコンサルタントについては、人事課が定期的に研修会への参加を促し、組織的かつ計画的に認定資格を取得できる環境を整えている。

また、学生相談室（資料 7-11）には公認心理師や臨床心理士の資格を有する非常勤カウンセラーを、教職課程センターには元高等学校長や教育委員会で活躍していた教員を相談員として配置するなど、各種学生支援において専門知識・能力や豊富な経験を有するスタッフを適切に配置している。

本学では、4月のオリエンテーション期間に「城西大学スチューデント・リテラシー（資料 7-12）」として、城西大学生に身につけてほしい知識や教養をテーマとしたガイダンスを、学部・学科、学年、対象者別に対面またはオンデマンドで実施している。

大学 HP の「学生生活（資料 7-13）」ページでは、相談内容別の窓口を紹介し、必要な情報を集約しているほか、スマートフォンから随時確認できるようアプリ「城西ポータル（資料 7-14）」にも同様の情報を掲載している。「城西ポータル」は導入から 2 年でほぼ全学生が利用しており、学生への情報提供の場として積極的に活用されている。

学生支援担当部署は事務局棟である「清光会館」に配置され、学生が利用しやすく、部署間の連携が取りやすい環境となっている。学生相談室は、人目を気にせず利用できるよう配慮されている。また、キャリアサポートセンターは全学部・学科の交流拠点である 23 号館（JOSAI HUB）1 階に設置し、全学生に向けて相談や情報提供・情報交換がしやすい環境を整備している。

[修学支援（学習面）]

学生の能力に応じた修学支援として、全学部において学校推薦型選抜および総合型選抜の合格者に対して入学前教育を実施し、入学後に必要となる科目の学習を課している。また、全新入生を対象に英語プレイスメントテスト（資料 7-15）を実施し、その結果に基づいて必修英語科目のクラス分けを行っている。

入学後は、1年次からゼミ担当教員や担任教員を配置し、個人面談を通じて学習面のみならず学生生活全般について状況把握や助言を行っている。特に薬学部薬学科では学修支援室を設置し（資料 7-16）、質問対応や学習相談、勉強会の開催などを通じて学修支援を実施している。また、理学部数学科では学生団体「数学会」がピアサポーターとして学習支援活動を行っている。

図書館では、春学期と秋学期の年2回、司書による「卒論応援キャンペーン（資料 7-17）」を実施している。春学期は卒業論文執筆を開始する学生を対象に資料探しを支援するため、図書館カウンター横にポスターを掲示し、JUnavi や大学 HP で告知している。秋学期は卒業論文の仕上げを行う学生を対象に、関連図書や電子ブック（QR コード）、データベース（QR コード）を紹介するミニ展示を実施し、同様に告知を行っている。

障がい有する学生への支援体制としては、学生支援部学生サービス課、保健センター、各学部から選出された「障がい学生支援委員会」が中心となり、各学部教員および学部事務室と協力して対応している。支援申請書を含む支援の流れ、支援事例、規程・ガイドライン、相談窓口などの情報は大学 HP に掲載し、広く周知している。

支援の取り組みは、「障がい学生支援に係る規程（資料 7-7）」および「障がい学生支援委員会に係る規程（資料 7-8）」に基づき、合理的配慮を実施している。本人の希望を確認しつつ、状況に応じて学部事務室など関係部署と連携し、適切な支援を行っている。また、入学試験では、募集要項に障がい有する志願者が事前相談を申し出る旨を明記し、個々の状況に応じた受験上の配慮を実施している。

今年度の合理的配慮に基づく支援申請の内容は授業に関するものが大半を占め、全体の9割以上に達した。授業担当教員や学部事務職員の理解と協力により、本学では一人ひとりのニーズに応じた支援を実施し、支援申請を行った学生が充実した学生生活を送れるようサポートしている。

進路支援については、キャリアサポートセンターが学生に寄り添い、必要に応じて保護者と連携した支援も行っている。

本学では、各学部の実情に応じて、成績不良や欠席が多い学生に対して個別面談等の対応を実施している。また、毎年開催される父母との成績面談（地区懇談会）において、学生の修学状況を報告し、問題解消に向けた取り組みを行っている。

休学・退学希望者については、各学部・学科・研究科で対応しており、ゼミ担当教員や担任教員が個別面談を通じて状況把握と助言を行っている。ある学部では、退学希望者に対してキャリアサポートセンターと連携したキャリア相談を実施し、中長期的な視点から人生を考える機会を提供することで、退学希望の抑止に寄与している。

留年者については、ゼミ担当教員や担任教員が取得単位や修学状況を定期的に確認し、個別面談を通じて再度の留年防止に努めている。

さらに、来年度より全学的に「モニタリング科目」の運用開始を予定しており、設定科目

の出席状況を出席管理システムで確認し、連続欠席者等への早期面談と対応を必須化することとしている。

退学者・除籍者の過去5年間の推移をIRデータで確認したところ、退学率は2019年度の4.3%から2024年度には3.5%へと減少し、「進路変更（他教育機関への進学、就職）」などを理由とする退学者が減少するなど、一定の成果が見られる（資料7-18）。

また、全学FD研修会として「退学者防止に向けた本学全学的取り組み（資料7-19）」を基幹教員および職員、非常勤講師を対象に開催し、数値を含めた現状把握、各学部の取り組み事例、学生相談室等の利用状況について情報共有を行った。今後も、全教職員が学生に寄り添った支援を行えるよう、この取り組みを継続していく予定である。

本学では対面授業を基本としており、遠隔授業は一部科目のみで実施している。2021年度からはPC必携化を進めており、情報推進課では新入生の推奨機購入者に対して5万円の購入補助を行っている。新入生の購入割合は毎年50%以上である。さらに、学内限定で学生向けに「ノート型パソコン貸出取扱要領」に基づくノートPCの貸出を行っている。授業の空き時間にはPC室やオンデマンドプリンタ、無線プリンタを利用した学内印刷サービスも提供している。

大学HP内の「情報推進課（資料7-20）」ページでは、付与されたメールアドレスの表示名変更やパスワード変更、大学Webサービスシステム、学内ネットワーク設備、Microsoft提供サービスなどの利用方法をマニュアルとともに掲載している。また、AIチャットボットを導入し、システム関連の質問に「いつでもどこからでも」対応できる体制を整備した。AIチャットボットへの質問は、新年度が始まる4月に最も多く、利用回数は1,500件以上に達しており、24時間体制で学生の問い合わせに対応できる環境を実現している。

2025年度の遠隔授業は31科目で実施しており、一部科目を除き、ほとんどがオンデマンド型授業として6時限目に配置されている。WebClassを中心に情報を集約し、講義資料や授業動画の視聴、小テストなどの課題を通じて、一連の学習および反復学習が可能な環境を整えている。また一部科目では、動画視聴途中で理解度テストを挿入する方法や、動画視聴を踏まえた論述課題を課すなどの工夫も取り入れている。

学生からの質問や相談については、WebClassのメッセージ機能を活用し、オフィスアワーと同等の相談機会を確保している。

[修学支援（経済面）]

本学では、学生の修学を支援するため独自の奨学金制度を設けており、各制度の趣旨等を大学HP（資料7-9）に掲載している。経済的困窮学生を支援する「特待生入試制度」、多様な能力・資質を持つ人材の育成を目的とした「奨学金制度『けやき』」、成績優秀者を対象とする「城西大学奨学生制度」（2026年度より「城西大学水田奨学生制度」へ名称変更）、女子学生を対象とした「女性リーダー育成奨励生制度」、国際的に活躍できる人材育成を目的とした「水田三喜男記念奨学生制度」など、複数の奨学金制度を整備している。ただし、これらの奨学金制度については、今後その適切性を検証する必要がある。

授業料およびその他諸費用については、新入生には募集要項、在学生には大学HP等で周知している。外部奨学金制度の利用も含め、学生の状況に応じた経済支援の充実に努めており、これらの情報は学生サービス課が大学HP、学内掲示、学生便覧、オリエンテーション

時に周知している。学納金を期日までに納入できない学生には、授業料等の延納制度を設け、納入期限に猶予を与えている。

私費外国人留学生には、外国人留学生学納金減免制度に基づき授業料の30%を減免している。加えて、日本学生支援機構が実施する学習奨励費を活用した修学支援も行っており、春学期には12か月採用枠で1名、秋学期には6か月採用枠で3名の学生を支援した。内訳は、春学期が経済学部の学部生1名、秋学期が経済学部および現代政策学部の学部生1名ずつと、別科生1名であった。

[生活支援]

学生の多様な相談に対応するため、学生サービス課内に「学生相談室（資料7-11）」を設置し、メンタルヘルスを含む幅広い相談に応じている。学生相談室には外部委嘱の公認心理師・臨床心理士を3名配置し、月曜日から金曜日まで予約制で運営している。相談件数は年々増加しており、一人あたりの相談回数も増えていることから、より個別に寄り添った対応が求められている。このため、学生相談室は人流の少ない清光会館地下へ移転し、相談室数を増やすなど環境整備を進めている。

また、「保健センター（資料7-21）」は学生が心身ともに健康な学生生活を送れるよう支援することを目的として設置されており、定期健康診断を全学生対象に実施している。保健センターには看護師免許を有する職員を配置し、学内での怪我や急病に対して応急処置や病院等への連絡を行っている。さらに、非常勤医師（内科医、神経科・心療内科医）による診療機会も提供し、学生の健康維持に努めている。

本年度は、4月1日から10日までをオリエンテーション期間とし、新学期の学生生活を円滑に開始できるよう、各学部・学科では「履修ガイダンス」や「履修相談」を実施した。また、新入生向けに「学生生活ガイダンス」や「女子学生向け交流会」を開催した。さらに、全学年の学生を対象として、正課外活動に取り組む在学生によるトークショーを実施し、学部横断的な交流機会を提供するとともに、上級生・同級生とのネットワーク形成を促進した。

本学では、全学共通基盤科目（資料7-22）として、1年次に全学部・学科必修の「協創力体験演習Ⅰ」を配置し、オリエンテーション期間中に集中講義として開講している。本授業は、グループワークを通じて「多様な人と関わり、自分の考えを見つめ直す入門的な演習」と位置づけられ、大学が振り分けた全学部・学科の学生が混在するクラスで学ぶ本学独自のカリキュラムである。二日間にわたり、クラスの仲間と共通の目的をもって学ぶことで、学生の孤立化防止に寄与している。

[進路支援]

キャリア教育については、各学部・学科で「キャリア形成科目群」として多様な科目を設置している。文系学部や理学部では、「職業指導」「キャリアデザイン」「インターンシップ」「ボランティア」などを配置し、1年次からキャリア教育を提供している。これにより、学生は授業を通じてキャリア形成や社会の仕組みを理解し、将来の進路を見据えながら就職活動の進め方を身につけている。薬学部では、薬剤師や管理栄養士など学科の特性に応じたキャリア教育を授業内で実施している。

教職志望者に対しては、埼玉県坂戸市教育委員会と提携し、市内の小・中学校で授業や放

課後指導の補助を行う「スチューデント・インターンシップ (資料 7-23)」を設置し、有能な教員となるための体験機会を提供している。

本学のキャリアデザインポリシー (資料 7-1) は「キャリア教育」と「キャリア支援」の両輪で構成されており、両者が連携しながら学生一人ひとりの社会的・職業的自立を生涯にわたり支援している。キャリアサポートセンターでは国家資格キャリアコンサルタントを有する職員がキャリア関連授業内でガイダンスを実施している。学年ごとに目標を設定し、1年次は「基礎的・汎用的能力の醸成」、2年次は「仕事・職業・業種理解を深め進路の方向性を決定」、3年次は「入社希望企業群の確保と就職活動準備の実践」、4年次は「納得のいく進路決定」を目標にガイダンスを行っている。また、学生の企業接点を強化するため、学内企業研究会を開催し、毎年約 200 社超の企業を招致している。

保護者への情報提供にも積極的に取り組んでおり、父母後援会と連携して保護者向けセミナーを開催し、就職活動の最新動向、人事担当者・内定者・卒業生を交えたパネルトーク、本学キャリアアドバイザーによる支援体制の説明を実施している。また、スポーツ学生向けガイダンスを行うなど、多様な背景を持つ学生に対応したキャリアセミナーを展開している。

障がいのある学生へのキャリア支援については、閉鎖されたクラウド上で情報共有を行い、学生の希望に基づき共有範囲を確認しながら信頼関係を構築し、社会的・職業的自立に向けた教育支援を適切に実施している。

さらに、キャリアサポートセンターと図書館が連携し、就職活動に活用できるデータベース講習会を実施している。図書館では、キャリアサポートセンター監修のもと、学生アドバイザーが企画した「就職活動面接時のマナー」に関する講演とグループディスカッションを開催し、33 名が参加した。

教職課程センターでは、教員養成のための講座を 1 年次から開講し、教員採用試験対策や私立学校採用試験対策をはじめ、卒業後すぐに教員を希望する学生を支援している。また、大学院進学や民間企業経験後に教員への進路変更を希望する学生に対しても幅広い相談に応じている。

教員採用試験対策では、1 年次から教職教養等を学修し、教員としての資質向上を図っている。近年は、4 年生だけでなく 3 年生のチャレンジ受験者も対象に採用試験直前対策講座を開講している。講座内容は教職課程センター相談員が事前に調査し検討したうえで決定している。さらに、私立学校受験者に対しては受験校ごとの個別対策も実施している。大学院進学希望者への支援では、従来の相談員対応に加え、今年度より専任教員による相談・指導を追加した。専任教員はオンライン対応も含め柔軟に時間・場所を調整して対応しているが、今後は認知度の向上が課題である。

教職課程センターでは、職員による履修相談や進路相談も随時受け付けており、1 年次から 4 年次まで幅広い学生の相談に対応している。

[その他支援]

本学には、正課外活動として上部団体、学術団体、体育系部活動、文化系部活動、サークルなど計 68 団体が活動しており、学生支援部学生サービス課が活動を支援している (資料 7-24)。各団体の年間行事、活動場所・時間、活動内容等は公式ウェブサイトに掲載し、活

動状況を周知している。4月の新入生勧誘活動やクラブ発表会、8月のクラブ合宿、11月の学園祭、3月のリーダーズキャンプなども支援している。また、クラブ活動諸団体やゼミ単位で教室・体育館などの施設利用についても可能な限り調整している。

スポーツ振興センターでは、スポーツ推薦入学試験を実施している団体に監督やコーチ（監督のみの団体も含む）を配置し、学生指導を行っている。また、一般社団法人大学スポーツ協会「UNIVAS」に加盟しており、体育会系団体の1年生にはUNIVAS主催「コンプライアンス研修会」への参加を義務付けている。大学スポーツの健全な発展を目指し、スポーツ振興センター主催の「救命救急講習会」も開催している。スポーツ指導者向けの研修会については、スポーツ専門弁護士と連携して検討を進めている。

その他、図書館における図書館アドバイザーや地域連携センターでのボランティア活動、入試課と連携したオープンキャンパスサークル、各学部・研究科でのTAやチューデントアシスタントなど、さまざまな活動を支援している。課外活動を通じて多様な経験を積むことで、倫理観、責任感、コミュニケーション能力、相互理解・相互尊重などを養うことを期待しており、大学DPで掲げる能力を備えた人材育成の場として位置づけ、学生支援を行っている。

[学生の基本的人権の保障]

本学では、人権の尊重を学術・教育の自由を保障する基盤として位置づけ、大学としての社会的責任を果たすうえで不可欠と考えている。そのため、以下の取り組みを通じて、すべての学生、教職員、および本学に関わる人々の基本的人権を尊重し、多様性・個性・能力を認め合い、共に学び合う教育・研究・就業環境の実現を目指している。これらの取り組みは、保健センター内のハラスメント相談室を中心に進めている（資料7-1）。

1. 城西大学は、多様性に対する構成員の意識を啓発し、他者の人権を尊重できる人材育成を推進する。

2. 城西大学は、差別・ハラスメント防止に努め、安心して相談できる窓口の設置やガイドラインを整備する。

3. 城西大学は、合理的配慮を必要とする構成員への支援体制を整備する。

4. 城西大学は、心身の健康と安全を守るためのメンタルヘルス支援やキャンパスセキュリティ施策を推進する。

ハラスメント防止については、「Stop! ハラスメント（資料7-25）」の項目でアカデミックハラスメント、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、アルコールハラスメント等への注意喚起を行っている。また、「ハラスメントのないキャンパスを」と題した冊子を作成・配布し、大学HPでも周知している。ハラスメント相談窓口は保健センター内に設置し、各学部・学科および事務職員から21名のハラスメント相談員を任命して周知している。問題が発生した場合には、ハラスメント防止委員会が調査・調整・通知などの対応を行い、事案解決を図っている。

2024年度の学生アンケートでは、「コンプライアンス相談窓口について知らない」と回答した学生が多かったことから、さらなる周知を図るため、オリエンテーションにおいてハラスメント防止および相談窓口について全学年を対象に説明することとした。また、全教職員を対象とした「全学ハラスメント防止研修会（資料7-26）」を毎年開催し、意識啓発と対応

力向上に努めている。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生支援に関わる事項については、整備された内部質保証システムに則り、前年度に指摘された「改善指示（資料 7-27）」を軸とした活動計画、取り組み内容、取り組み結果・課題、課題に対する対応策を記載した自己点検・評価報告書の作成を全部局に求めている。具体的には、中期計画・事業計画、学則・諸規程、IR 情報などに基づき、各部局で点検・評価を実施している。各部局から選出された個別点検・評価委員は、提出された自己点検・評価報告書および各基準に沿ったグループ別評価シートに基づき点検・評価を行い、その結果を「全学点検評価委員会」に報告する。

改善すべき点がある場合、全学点検評価委員会はその内容を「大学運営会議（学長）」に報告し、大学運営会議で提案された「改善指示事項」を、内部質保証推進組織である「学学マネジメント会議」で諮問したうえで、全部局に「改善指示」として通達する。各部局は、この「改善指示」を踏まえて改善策および実施方針を策定し、次年度の活動計画に反映している。

本学では、毎年全学的に点検・評価を行い、各部局の現状や成果の上がっている取り組み、ならびに課題を全学で共有し、改善に向けた取り組みを継続している。

障がい学生に対して「心理的安定」を伴った情報発信を行うため、学生サービス課では「障がい学生支援案内（資料 7-28）」を作成・発行し、大学公式ウェブサイトに掲載している。この案内では、支援の流れ、相談・申請方法、障がいの種類や程度に応じた具体的な支援例を明示し、相談しやすい環境を整備している。また、学生支援の取り組みとして、全学生を対象に「困りごとアンケート」を実施し、Web による相談・申し出の機会を確保するとともに、個々の悩みに寄り添った回答を行っている。

スポーツ学生へのキャリア支援としては、女子駅伝部およびサッカー部を対象にキャリア支援セミナーを開催し、目的意識を持つ重要性など、競技生活や大学生活に活かせる有益な講義を提供した。今後は、他競技への展開も検討している。

また、外国人留学生向けガイダンスについては、一部学部との連携により参加者数が増加傾向にあることから、全学対象での実施を目指して取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、学生支援に関する有機的な情報共有の場として、各委員会を通じて部署間およ

び学部間の連携を組織的に構築している。

中期計画に掲げる「課外活動の活性化および活動参加率の向上」については、2024 年度学生アンケート調査の結果、およそ 70%の学生が課外活動に参加していないと回答しており、依然として大きな課題となっている。

キャリア支援に関しては、学生一人ひとりの個性・適性・希望を最大限に活かした就職を実現するため、就職希望者 100%を目指した指導体制のもとで支援を行っている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

改善・発展方策として、課外活動参加率については学生アンケート等では把握が難しいため、2024 年度より運用を開始した「JU ポートフォリオ」を通じて学生自身が課外活動を記録し、意識づけを行っている。また、新学期オリエンテーションにおいて「スチューデント・リテラシー」として各部署から課外活動の意義を伝える機会を設け、理解促進を図っている。就職支援では、早期化や売り手市場など昨今の動向を踏まえ、時代に即した情報提供と支援体制の充実が求められる。

学生サポート・キャリア支援において「学生に寄り添う」姿勢を明確にし、全学共通科目「協創力体験演習」の設置や学内の学習・交流スペースの整備など、環境面からも学生を支援している。さらに、PDCA サイクルを通じて全学的な改善体制を構築している点は本学の強みである。

一方で、こうした取り組みは必ずしも全学生・保護者に十分浸透していないため、教職課程の大学院進学情報や奨学金制度などについて、JUnavi、メール、少人数セミナー、父母懇談会などを活用して認知向上を図る必要がある。今後は、これらの施策を継続的な内部質保証の枠組みに位置づけ、学生支援の質向上を着実に進めていくことが重要である。

第8章 教育研究等環境（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

本学では「教育研究等環境整備の方針」を定め、大学HPで公開している。また、本学の理念・目標および中期計画の実現に向けた指針を策定し、学生が円滑に学習でき、教員が教育研究を遂行できる環境づくりに取り組んでいる。

学生の学習環境および教員の教育研究環境については、坂戸キャンパスに講義・研究棟である23号館「JOSAI HUB」を建設した。さらに、キャンパス中央広場・回廊「JOSAI SQUARE」には、「交流」「活動」「発信」「知識」をテーマとした空間を整備し、その交点に「交流を生み発信する場」「活動を披露し発信する場」「知識の共有・討論・深化の場」として機能する学生の居場所を設けるなど、学生同士が多様な分野と協創できる環境を構築した。

中央広場の整備に伴い屋根付き回廊を設置したことで、車いす利用者も雨天時に主要建物間を安全に移動できるようになり、従来課題となっていたバリアフリー対策が改善された。

また、創立60周年記念事業として図書館1階の内装改修を行い、学生アンケートの意見を反映し、「新たな知の創出」「協創力の向上」「交流の場」としての機能に加えて、「くつろぎの場」として活用できるオープンスペースへと改修した。

東京紀尾井町キャンパスにおいては、情報数理学科の開設に伴い教育研究環境の充実を図るため、3号棟の増築工事を進めている。本工事に関しては、竣工後の施設保守管理を城西国際大学（JIU）が担うことを見据え、本学・JIU・工事業者・設備管理委託業者が定例会議等を通して一体的に業務を進めている。

施設の維持管理については、関係法令に基づく計画的な定期点検を実施し、安全で安心できるキャンパス環境の維持を図っている。委託会社とも連携し、学内の点検・整備・清掃に努めている。屋根付き回廊の整備によるバリアフリー機能の向上に加え、学生アンケートで挙げられた要望にも積極的に対応している。

防犯対策としては、警備会社と連携し、警備員が24時間常駐して施設巡回、受付案内、鍵貸出、入構車両の誘導等を行っている。また、キャンパスおよび外部との主要出入口に守衛室を設置し、監視カメラによる機械警備を導入することでセキュリティの強化を図っている。

防火・防災対策については、「防災管理規程」に基づき防災対策委員会を設置し、自衛消防組織の編成、防災機器や備蓄品の整備、防災マニュアル・マップの作成、全学一斉避難訓練の実施などに取り組んでいる。また、事務局管理職に対しては、防災意識と知識の向上を目的に、「防災センター要員講習会」への定期的な参加を組織的に実施している。

学生・教職員の健康維持および学習支援のための食環境整備も進めている。学食では「季節・イベント企画」「日替わり・週替わりメニュー」など多彩なラインアップを提供し、副菜・トッピングの種類も拡充している。また、混雑緩和のためキッチンカーの配置やテイクアウト対応の拡大を行い、限られた時間でも安心して食事ができる環境を整備した。

学生の安全な通学を確保するため、最寄駅から大学までの通学路に警備員を配置したほか、シャトルバス路線を新規運行し、通学負担の軽減と学修・学生生活における精神的・時間的ゆとりの確保につなげている。

ネットワーク環境については、2020年度から「SINET（学術情報ネットワーク）」と接続し、研究機関間での無線LAN相互利用を可能にする eduroam 環境を整備した。2023年4月には教育研究システムを更新し、インターネット回線速度を向上させることで、ストレスのないネットワーク環境を提供している。

また、2021年度よりPC必携化（BYOD）を推進し、PC演習室に限らず一般教室でも利用できる環境を整備した。統合映像プラットフォーム（Mediasite）やオンラインストレージサービス（Box）を導入し、ICT教育環境の強化を進めている。Boxについては、利用マニュアルや活用動画を整備し、学生の利用促進を図っている。

教育研究システムについては、4年に一度の更新計画に基づき、業務効率化と多様なニーズへの対応の観点からシステム選定を行っており、2027年度からの導入・運用に向けた調整を進めている。

図書館では、電子ジャーナル、電子ブック、データベース等を学外からも利用できるリモートアクセスサービスを導入し、自宅学習や出張先でも電子リソースを利用できる環境を整えている。

教職員および学生の情報倫理に関する具体的な取り組みとして、情報推進課では継続的に新入生に対し情報セキュリティテストを実施している。職員に対しては、Web研修のコンテンツに情報セキュリティに関する教材を揃え、いつでも受講できる体制を整えている。さらに、日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）が提供する情報セキュリティ理解度チェックを教職員に受講させ、情報セキュリティ向上のための取り組みを行っている。

教職員の情報セキュリティ理解度チェックについては、2024年度の回答率は62%、得点平均は92.4点であったが、2025年度は回答率65%、得点平均88点となり、回答率が3%向上し、得点平均も高い水準を維持している。

さらに、図書館では年間2回、著作権に関する講演会を学長室学務課研究支援部署と共催で実施し、正しい知識の習得機会を提供している。また、教員および大学院生が利用できる剽窃チェックツールを導入し、講習会を実施している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館の蔵書は、図書約 48.5 万冊、雑誌 3,722 タイトル、電子ジャーナル 72,280 種、電子ブック 387,710 点、データベース 33 種を利用できる体制を整えている。受入資料については、学術情報学研究所の目録情報を利用し、図書館システムへ取り込むことで蔵書管理を行っている。また、安価かつ迅速に運用できるカラーバーコード「カメレオンコード」を用いた蔵書点検により、適正な蔵書管理を実現している。

国立情報学研究所が提供する NII-REO を利用し、大学図書館コンソーシアム (JUSTICE) で契約した電子ジャーナルコンテンツ (Springer、OUP) や、貴重書コレクションである 18 世紀英国議会文書 (18c HCPP)、19 世紀・20 世紀英国下院議会文書 (19/20c HCPP)、ゴールドスミス・クレス文庫 (MOMW-I) を安定的かつ継続的にアーカイブ利用できるよう整備している。

さらに、国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス NACSIS-CAT/ILL に参加し、図書館間での相互貸借サービスによる文献の入手・提供を行っている。

蔵書検索システム OPAC により、Web 上でどこからでも図書館蔵書を検索できる環境を整備している。契約電子ジャーナルや電子ブックについては、大学の IP アドレスで契約し、OPAC の検索結果から契約先サイトへリンクすることでフルテキストを利用できる。さらに、必要な論文・文献の適切な入手方法を案内するリンクリゾルバを導入し、学術情報への最適なアクセスを可能にしている。電子リソースについては、学外の自宅や通学時間、出張先からも利用できるリモートアクセスサービスを提供している。

また、教員と連携し、これらの学術情報の利用方法を学ぶ図書館ガイダンスを実施し、坂戸キャンパスおよび東京紀尾井町キャンパスにおける本学所属者の学習・研究を支援している。

図書館システムの次期リプレイスは 2028 年度末を予定している。4 年後の導入時に必要となる機能を見据え、検索結果から電子ジャーナル・電子ブックへのスムーズなアクセス、学外依頼資料の円滑な取り寄せ、カメレオンコードによる蔵書点検への対応など、現行の重要機能を確実に引き継げるシステムを選定する方針であり、引き続き検討を進めている。

図書館員は、大学専任職員 2 名 (司書有資格者) および嘱託職員 1 名を配置し、そのうち 1 名は管理職である。業務委託スタッフは 17 名で、全員が司書有資格者であり、統括リーダー、利用者サービス担当、情報発信担当、情報資料管理担当に分かれて配置され、東京紀尾井町キャンパスも含めて業務を行っている。

図書館長および大学職員が参加する月例の業務委託報告会では、業務報告および利用統計を共有し、改善案や新たなサービスの検討を行っている。

坂戸キャンパスの座席数は 870 席であり、グループ学習室を 5 室設置している。さらに、

7・8 階にはプロジェクター、電子黒板、壁面ホワイトボードを備えたラーニングコモンズを設置している。開館時間は平日 9 時から 21 時まで、土・日は 9 時から 17 時までであり、平日は 5 時限後でも利用できるよう配慮している。

東京紀尾井町キャンパスの座席数は 97 席で、城西国際大学と共同利用している。開館時間は平日 9 時～20 時、土曜日は 9 時～17 時であり、こちらも平日は 5 時限後の利用に対応している。

一方、東京紀尾井町キャンパス 1 号棟 2 階の図書館分室では書架狭隘化が課題となっており、JIU 図書館と協議を進めたものの、施設自体が狭小であることから書架増設は困難であり、対応は極めて難しい状況である。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

＜評価の視点＞

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

毎年 4 月に開催される教学マネジメント会議において発出される学長示達により、研究に対する基本的な考え方として、「自身の研究活動に誠意を持って取り組み、その成果を本学の教育に還元し、教育の質を高めること」が各教員に明示されている。また、文部科学省「公的研究費の管理・監査のガイドライン」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき体制整備を行い、大学 HP で「公的研究費の適正な運営・管理について」を公開し、透明性を確保している。

研究費は適切に支給されており、「研究費等の支出」には明確な基準を設け、配分された研究費を適切に管理することで、各研究者の学術研究活動を支援している。また、教員が個人または共同で行う学術研究・教育を促進し、本学の研究水準向上を目的とする「学長所管研究費（研究奨励金）制度」を設けている。同制度の支給プロセスは、教学マネジメント会議にて基幹教員に募集を周知し、応募のあった研究内容について、学長・副学長による審査会で厳正に審議のうえ採択の可否および採択金額を決定している。

基幹教員に対しては個人研究室（相部屋の場合もある）を整備し、机・椅子等の備品を配備している。新棟建設やリフォーム等により、研究環境の改善に努めている。

研究時間の確保については、全学的に出講調査等を実施し、授業可能曜日・時限を把握することで、教員の希望にできる限り配慮して授業配置を行っている。

2024 年度よりサバティカル制度に関する規程および海外派遣に関する規程を整備し、一定期間、国内外で研究に専念できる環境を整えた。2025 年度には 1 名が国外でサバティカルを利用し研究活動を行う予定であり、2026 年度には 3 名が国内で研究に専念することが決定している。

本学および研究活動に従事するすべての研究者に求められる倫理規程として「城西大学・城西短期大学研究倫理規程」を定め、その遵守を担保するため「城西大学・城西短期大学研究倫理委員会規程」を制定している。

また、研究費については文部科学大臣決定のガイドラインに基づき適切な体制を整備しており、その内容は大学 HP で公開している。

研究活動に関わるすべての構成員（教職員・大学院生）を対象に研究倫理教育を実施しており、eAPRIN（公正研究推進協会）の e ラーニングプログラムや、eLCoRe（日本学術振興会）の研究倫理 e ラーニングコースを活用している。

図書館では、研究倫理パンフレットの配布、講演会の開催、論文剽窃チェックツールの導入・活用など、不正防止に向けた取り組みを実施し、研究者が健全に研究活動を遂行できる環境整備を進めている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教育研究等環境に関わる事項については、整備された「内部質保証システム」に基づき、前年度に指摘された「改善指示」を軸として、活動計画、取り組み内容、取り組み結果・課題、課題に対する対応策を記載した自己点検・評価報告書の作成を全部局に求めている。具体的には、中期計画・事業計画、学則・諸規程、IR 情報等に基づき、各部局で点検・評価を実施している。

各部局から選出された個別点検・評価委員は、提出された自己点検・評価報告書および基準に沿ったグループ別評価シートに基づいて点検・評価を行い、その結果を「全学点検評価委員会」へ報告する。改善が必要と判断された場合、全学点検評価委員会は内容を「大学運営会議（学長）」へ報告し、大学運営会議で提案された「改善指示事項」を内部質保証推進組織である「教学マネジメント会議」に諮問し、全部局に「改善指示」として通達する。各部局は、この指示を踏まえた改善策および実施方針を策定し、次年度の活動計画に反映している。

本学では毎年、全学的な点検・評価を実施し、各部局の現状、成果が見られる取り組み、ならびに課題を全学で共有している。これにより、教育研究環境に関する改善点の把握と継続的な質保証を推進している。

また、各種アンケート結果によれば、過去 3 年間における施設への満足度は徐々に向上していることが確認されている。一方で、「個別学習スペース」の増加を求める意見が一部に見られたため、図書館改修に際して学生の意見を反映する方向で検討を行った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

学生が快適に学習し、教員が円滑に教育研究活動を進められるよう、本学では適切な施設維持管理に取り組み、安全・安心な教育環境の確保、教育・研究活動の継続性の担保、法令遵守および社会的信頼の確保に努めている。また、施設設備においては、23号館「JOSAI HUB」や中央広場・回廊「JOSAI SQUARE」などを整備することで協創力の向上を具現化している。本学の地理的特長である自然豊かで広大な敷地を活かし、教育研究環境の整備が着実に進められている。

一方で、施設の老朽化、財政的制約、教育・研究環境の高度化といった課題を踏まえると、さらなる改善・発展に向けた効率的・効果的な施設整備が求められており、これらは志願者数の向上にも直結する重要な取り組みである。

また、今後は学生の多様化に伴い、アレルギーや宗教等に配慮した環境整備を進める必要があり、学生一人ひとりが安全かつ安心して学修できるキャンパス環境の構築が重要となる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

施設の維持管理については、法令遵守を前提に、予防保全の強化、利用者視点を踏まえた改善、さらには環境配慮および持続可能性への対応を進めている。また、食堂設備の更新にあたっては、学生や保護者の意見を反映し、ニーズに応じたメニュー提供を計画している。

今年度は、物理的環境の整備と制度面の構築の両面で進展が見られ、特に坂戸キャンパスで実施した大規模工事は、教育・研究基盤の強化に大きく寄与した。一方、研究時間の確保や教員支援制度については一定の成果が認められるものの、対象範囲や運用条件などの面で依然として課題が残されている。

今後は、柔軟性のある制度設計と継続的な点検・改善を通じて、教育研究環境のさらなる充実を図ることが重要である。

第9章 社会連携・社会貢献（本文）

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学は、2018年度より産学官連携ネットワーク「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP) (資料9-1)」の構成校として、他大学・短期大学、自治体、企業と協働している。本学は運営幹事校の副代表校として全体運営に参画するとともに、教育連携委員会およびキャリア支援委員会に所属し、各種活動の企画・運営を担っている。

TJUPの取り組みは、学生・教職員に地域課題を考える機会を提供し、教育的効果と人間形成に寄与している。また、連携プラットフォームを通じて、地域社会が抱える諸課題の解決および高等教育による地域活性化を目指している。

さらに本学は、「彩の国連携力育成プロジェクト(SAIPE) (資料9-2)」において事務局を担当し、埼玉県内の3大学と連携しながら、地域を舞台とした多職種連携教育を推進している。

地域社会との連携の取り組みとして、明海大学、坂戸市、毛呂山町と協働して「子ども大学にしているま(資料9-3)」を、また日高市と連携して「ひ・まわり探検隊(資料9-4)」を実施している。これらの取り組みは、子どもたちの知的好奇心を刺激し、本学の教育研究成果を地域に還元するものである。また、地域社会の発展と人材育成に向け、地域の小中学校に学生や教職員が訪問したり、小中学生が本学を訪れたりする交流活動も継続的に実施している。

大学が生み出す知識・技術を社会に還元する取り組みとしては、地域活動や研究成果をまとめた紀要『地域と大学—城西大学・城西短期大学地域連携センター紀要—(資料9-5)』を2020年度より刊行し、地域連携活動および地域を舞台とした教育・研究の促進に寄与している。

加えて、地域住民向けに公開講座を実施し、教育研究の成果を広く地域に開放するとともに、多様化する地域の学習ニーズに応えている。アトレマルヒロの「アカデミーフェス(資料9-6)」や日本標準の「ふれあいまつり(資料9-7)」などの地域イベントでは、地域連携センターが学部の参加を促し、『JOSAI カラーゲンようかん』『医療栄養学科×考える人すごいわ コラボパン』『オールインワンジェル』『学生考案の魚メニューリーフレット』『太りにくいマフィン』など、本学の研究成果を活用した商品・情報の発信を支援し、社会貢献につなげている。

図書館では、近隣の公共図書館6館(坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、飯能市、毛呂山町、越生町)と相互協力提携を結び、毎年館長・主務者の集いを開催している。合同主催の公開講座や図書館員の合同研修会を実施するほか、坂戸市・鶴ヶ島市の図書館協議会委員として地域の図書館運営にも参画している。

美術館は埼玉県博物館連絡協議会（資料 9-8）に加盟し、県内博物館・美術館との協力を進めるとともに、地域観光資源団体の広報活動にも協力している。

地域連携センターと連携し、図書館や美術館が地域イベント・体験教室に参加するなど、部局間の協働体制を強化している。浮世絵など大学資産を活用した普及活動も積極的に行い、地域文化の発展に寄与している。

本学は、地域社会との協働を通じて、防災、教育、文化振興など多様な分野で社会貢献を推進している。

防災分野では、坂戸・鶴ヶ島消防組合の要請を受け、他大学の学生も含めた「機能別学生消防団（資料 9-9）」を結成し、大規模災害に備えた講習を受講している。平日昼間の災害対応人材不足という課題を背景に、若く体力のある学生への期待から 2017 年度に坂戸市で発足した組織であり、本学学生も所属している。埼玉県初の学生消防団として注目を集めている。

地域活性化の取り組みとしては、「北坂戸にぎわいサロン城西大学（資料 9-10）」を運営している。これは埼玉県エコタウンプロジェクトに選定された坂戸市の事業の一環であり、学生が企画・運営するイベントを通じて地域のにぎわい創出に寄与している。また、同サロン通信に掲載される栄養サポートレシピは、本学の管理栄養士資格を有する学生が作成し、食育の推進に貢献している。

本学との連携事業（商品開発・監修、地域活性化事業、共同研究）へつなげるため、城西大学創立 60 周年記念式典の招待客や各種イベント参加企業等にチラシを配布し、地域ブランドの開発に向けた取り組みの一助とした。

また、包括協定を締結する自治体から寄せられる課題相談に対しては、複数のゼミや研究室、教職員が協働して地域課題の解決に取り組んでおり、これらの活動は埼玉県「中山間ふるさと支援隊（資料 9-11）」への採択にもつながっている。

文化・教育分野では、美術館を地域に開かれた社会教育施設として位置づけ、企画展示、学芸員によるギャラリートーク、ワークショップ、講演会を年数回開催している。これにより地域住民の芸術文化に対する関心を高めるとともに、本学の教育活動を広く発信している。教員企画による展示では、教育活動を学外に示す工夫がなされ、アンケートでも高い評価を得ている。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

社会連携・社会貢献活動の適切性については、整備された内部質保証システムに基づき、前年度に指摘された「改善指示（資料 9-12）」を軸として、活動計画、取り組み内容、取り

組み結果・課題、課題への対応策を記載した自己点検・評価報告書の作成を全部局に求めている。具体的には、中期計画・事業計画、学則・諸規程、IR情報などに基づいて各部局が点検・評価を行う。提出された報告書は、各部局から選出された個別点検・評価委員が、自己点検・評価報告書および基準に沿ったグループ別評価シートを用いて評価し、その結果が「全学点検評価委員会」に報告される。改善が必要な場合には、全学点検評価委員会がその内容を「大学運営会議（学長）」に報告し、大学運営会議で提案された「改善指示事項」を、内部質保証推進組織である「教学マネジメント会議」で諮問したうえで全部局に通達する。各部局はこの指示を踏まえ、改善策およびその実施方針を策定し、次年度の活動計画に反映させている。

本学では毎年、全学的な点検・評価を実施し、各部局の現状、成果が上がっている取り組み、課題を全学で共有している。これにより、改善点を明確化し、継続的な質保証を推進している。また、点検・評価結果を事業計画へ反映させ、各部局の活動につなげることで、PDCAサイクルの実効性を高めている。

地域連携センターにおいては、前年度の課題を抽出し、地域連携センター運営委員会で対応策を検討したうえで、改善に向けた計画と数値目標を設定している。年度末には、事務室で収集した地域連携活動報告書等を基に、評価可能な点と課題を協議し、意見交換を行うことで、次年度の改善・向上に向けた取り組みを共有している。

さらに、中期計画・事業計画に基づき、「地域連携推進に関する活動指標およびアウトカム指標」について運営委員会で協議し、教学マネジメント会議に諮ることで、事業の推進とPDCAサイクルの確実な運用を図っている。

図書館では、事業ごとに参加者アンケートや学生の意見を収集し、次回以降の事業改善に活用している。これらの結果は、水田記念図書館運営委員会および選書委員会に報告され、協議を行うことで事業の質向上に努めている。

美術館においても、事業ごとにアンケートを実施し、参加者数の把握とともに水田美術館運営委員会で報告・協議・検討を行っている。これにより、事業の評価と改善を継続的に進め、地域社会に開かれた教育・文化活動の充実を図っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、坂戸市からの要請を受け、「北坂戸にぎわいサロン城西大学」を活用した地域連携活動を推進し、大学と市民の交流機会の拡充に努めている。地域連携センターでは、交流事業数を評価指標として掲げ、2024年度には目標を達成した。2025年度には、全学共通基盤科目「協創力体験演習Ⅱ」において、同サロンの活用方法を学生が提案し、多様なアイデアが創出された。特筆すべき成果として、女子駅伝部が出場する「富士山女子駅伝 2025」のパブリックビューイング企画が、この授業から生まれた取り組みである。

一方で、課題として、ボランティア活動を含む地域活動への学生参加率が低い点が挙げられる。今後は、学生の主体的な参加を促進する方策を検討する必要がある。

図書館では、近隣公共図書館6館との相互協力提携を通じ、学生アドバイザーの活動領域が拡大している。公共図書館側では10代利用者の増加を目指しており、本学学生による支援の可能性について、今後も協議を継続していく。

美術館では、城山中学校への出張授業や「鶴ヶ島市立図書館まつり」への出展に加え、ゆずの里ケーブルテレビ 15 周年記念イベント「スマイルフェスタ」への参加など、学外活動を積極的に展開している。浮世絵を中心とした所蔵資料を活用し、芸術文化の普及・啓蒙に寄与することは、付属施設としての特色である。

一方、活動の拡大に伴い、人員配置の課題が顕在化している。現状ではスタッフ間の緊密な連携により対応しているものの、今後アウトリーチ活動をさらに充実させるためには、体制強化の検討が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

改善・発展方策として、地域連携活動では情報周知方法の工夫や交通費支給などの共通規程整備により、学生の主体的かつ継続的な参加促進が期待される。美術館における人員不足への対応としては、アウトリーチ活動に学生が参画できる体制の構築を検討する必要がある。学生がスタッフの一員として活動することで、社会活動の体験や学びの機会を提供し、地域交流の促進や業務負担軽減にもつながる。ただし、参加形態に応じた準備が必要であり、体制整備には一定の時間を要する見込みである。「知・文化の集う拠点」である美術館が「地域と大学を結ぶ中継点」としての役割をさらに強化できるよう、活動の充実を図る。

総じて、坂戸市周辺地域との連携は地域連携センター、図書館、美術館を窓口になん年々拡大・深化しているが、課題は学生の主体的参加である。城西大学の多様な学部の強みを活かした参画により、地域産業の活性化や地域創生への貢献が期待されるため、偏りを是正し、全学的な参加を促す方策が求められる。

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学は、建学の精神、教育理念、中期計画の実現に向けて「管理運営に係る方針」を定め、この方針に基づき円滑な大学運営に努めている。方針は大学 HP で広く社会に公表しており、教職員にはウェブサイト、イントラネット、Microsoft Teams などの「教職員ページ」を通じて周知している。

今年策定された第 2 期中期計画（2025～2029）および 2025 年度事業計画については、年度初めの「大学運営会議」および「教学マネジメント会議」において、常務理事兼事務局長より説明を受け、審議・承認された後、全教職員に周知している。

また、毎月開催される教学マネジメント会議の前には、学長が大学方針や推進すべき施策を説明する「学長メッセージ」を執行部および事務局管理職向けに配信しており、アーカイブ化することで教職員がいつでも視聴できる体制を整えている。

さらに、毎年 4 月には全部局で作成する「点検・評価報告書」において、中期計画・事業計画、前年度自己点検・評価報告書、外部評価結果、改善指示事項等を参照し、当該年度の活動（改善）計画書を作成するよう周知している。年度途中には中間報告等により進捗状況の確認も行っている。

このように、中期計画および事業計画の目標は教職員に適切に周知・共有されている。

大学運営にあたっては、学校教育法第 92 条に基づき学長、副学長、学部長、研究科長等の要職を配置している。学部ごとには教授会（城西大学学則第 20 条）、大学院では研究科ごとに研究科委員会（大学院学則第 11 条）を設置し、いずれも所属基幹教員で構成している。学部長・研究科長は、原則として月 1 回教授会・研究科委員会を招集し議長を務める。教授会および研究科委員会の運営規程は学部・研究科ごとに定められている。

全学的課題を審議する「大学運営会議」と、教学に関する事項を審議する「教学マネジメント会議」では、それぞれの規程に基づき学長を議長として構成・招集・審議事項等を定め、各会議の権限と役割を明確化し、適切な大学運営のための組織整備を行っている。

本法人は、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合していること、および業務の適正確保のための体制整備に関する基本方針である「内部統制システム整備の基本方針」を 2025 年 2 月に決定した。また、法令および本方針に基づき、「学校法人城西大学

寄附行為」を2025年4月1日に改正し、役員・評議員・会計監査人の設置、並びに理事会および理事等の権限と責任を定めている。

「学校法人城西大学学長選出及び任命手続に係る規程」において、学長の選出及び任命手続を定め、役職者の選任及び運営を適切に管理している。

さらに、法人の自律的ガバナンス強化および健全性向上を目的として、日本私立大学連盟が策定した私立大学ガバナンス・コードに準拠した「ガバナンス・コード」遵守状況を点検し、その結果を法人HPで公表している。

法人組織内には「内部監査室」を設置し、内部監査規程に基づき内部監査員による監査を定期的実施している。結果は理事長に報告され、承認後、常務理事会および理事会に報告される。また、監査の過程で重大な法令・規程違反が認められた場合には、被監査部署の長に執行停止を提言し、速やかに理事長へ報告している。

改善が必要とされた場合には、理事長から当該部署の長に対して内部監査室を通じて業務改善指示が出される。

監事は「監事監査規程」に基づき、法人の業務および財産状況について監査を実施し、結果を報告書にまとめ、理事会および評議員会において監査結果を報告している。

以上のように、本法人は大学を適切に管理し、意思決定および業務執行に対するチェック機能を適切に機能させることで、健全で透明性の高いガバナンスの実現に努めている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成については、7月2日に法人事務局長主催の予算編成会議を開催し、続いて7月10日の連絡会において、各課長・事務長に対し予算申請要領の概要説明を行った。その後、事務局長の承認を得て、7月16日に細部要領に関する業務連絡文書を発出した。予算編成方針については、7月23日の理事会において承認を受け、正式に文書発出を行っている。

予算申請は、各部署からの提出後、10月6日以降にヒアリングを実施し、必要な予算調整を行った。取りまとめた予算案については、11月19日に学長・局長による予算全般の説明および指導を経て、11月22日に新規・更新事業に関する学長ヒアリングを実施し、最終調整を行ったのち、11月30日に法人本部へ提出し、係数登録を完了した。今後は、第1次から第3次までの申請について、理事会の指示事項を踏まえた追加調整を行う予定である。

予算執行については、経理規程・調達規程等に基づき適切に執行し、財務システムを用いて各予算部署の事業ごとの予算管理を行い、予算額・執行額・残額を随時把握している。監査については、11月に監査法人による第1回会計監査を受審し、翌年2月には内部監査室による検査・検収に関する業務運用体制の監査を受ける予定である。加えて、監査法人および監事による監査を計画的に実施し、法令適合性のみならず、予算執行の効果についても検証を受けることとしている。

また、中間決算において上半期の執行状況を検証し、その結果を下半期の執行および次年

度予算編成に反映させている。

これらの取り組みにより、予算編成および予算執行の適切性と透明性を担保している。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

本学「事務組織規程」では、第2条から第5条に大学運営に関わる事務組織、第6条から第15条に職制、第16条から第44条に所掌事務を明記している。本規程に基づき、大学業務を円滑かつ効率的に遂行できる事務組織を編成している。事務職員の職制は、事務局長、事務局次長、学長室長、部長、課長・事務長、課長補佐・事務長補佐、専門職員、その他の職で構成され、組織運営に必要な指揮命令系統を確立している。また、事務組織は「事務組織規程」に基づき設置されており、中長期的な展望を踏まえ、適正を見極めた事務職員配置により業務を効果的に遂行している。

さらに、毎年9月には一般職員、嘱託職員および臨時職員を対象に異動希望調査を実施し、本人の意向を確認している。また、人事異動に際しては所属長へのヒアリングを行うなど、組織構成と人事配置を適切に行っている。加えて、毎年12月には事務局長と各管理職の面談を実施し、次年度に向けた部署の課題や要望を共有し、組織の活性化に努めている。

「大学運営会議」や「教学マネジメント会議」など、大学運営および教学運営に関する重要事項を審議する会議には、事務局長、学長室長、事務局管理職が出席または陪席し、教職員間の協働を促進している。また、事務組織内の部長・副部長に教員を配置する部署もあり、教務部長・教務副部長など部長職には教員が就任している。

さらに、教務部が主体となる「教学マネジメント委員会」は、各学部・学科から推薦された教職員と教学に関する事務局管理職員が参加し、協働して検討、企画立案、審議および調整を行っている。

業務の多様化に対応するため、管理職による「事務局部課長連絡会」を月例で開催し、情報共有および調整を行っている。また、「教学マネジメント会議」には学長、副学長、学部長、研究科長、各部長等に加え事務局管理職も陪席し、教学に関する重要事項の共有を図っている。

専門性の確保に向け、施設・設備管理、情報化推進、図書館・美術館業務などには専門知識や経験を持つ人材を配置している。さらに、保健センター職員、学生カウンセラー、ハラスメント対応職員などを契約採用または委嘱し、学生支援体制の充実にも努めている。また、学生支援部署では、スチューデントコンサルタント認定資格取得を促進するため、定期的な

研修会の参加を推奨し、組織的に資格取得が可能となる体制を整備している。

「城西大学及び城西短期大学職員評価実施規程」に基づき、職員の業務評価および処遇改善については評価制度を導入し、適切に評価を行っている。具体的には、2020年度から目標達成度評価と能力評価を実施している。

目標達成度評価は、部署の業務目標および個々の職務分掌に基づき、上司との面談を経て目標を設定し、期末に1年間の達成度を評価する。能力評価は、責任感・積極性などの項目について自己評価を行い、その後、上司が面談を実施して評価を決定する。さらに、二次評価者が客観性を確認し、最終評価を付与することで、公正な人事考課と処遇改善を実現している。

本学では、事務職員および教員の意欲と資質向上を図り、共通意識を醸成するため、全学的なFD研修会に職員も参加している。2017年度からは教員も含めたSD研修を実施し、教職員の資質向上に努めている。

2025年度のSD研修では、「大学教職員のための生成AIの活用手法(AI活用の当事者へ)」をテーマとして実施し、255名が参加、参加率は75%であった。アンケート結果では、「理解できた・おおむね理解できた」が88%と高い理解度が示され、「業務で役立つそう」と回答した割合も64%となった。

今後の課題としては、参加率向上に向けた参加方法の多様化、テーマ設定の工夫、実施回数増加、アーカイブ視聴の充実などが挙げられ、これらの改善に取り組む予定である。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

監事監査および会計監査人については、「学校法人城西大学寄附行為」に職務および権限を定めているほか、「監事監査規程」「内部監査規程」「内部監査実施細則」に基づき、計画的に各監査を実施している。

監事監査は、常勤監事1名・非常勤監事1名の2名体制で行われ、本法人の教育研究機能の向上および財政基盤の確立に寄与することを目的として、法人の業務および財産の状況全般について監査を行っている。監事は、毎事業年度の初めに監査計画を作成し、主要会議への出席、決裁書等の重要書類の閲覧を行うほか、監事間、会計監査人、内部監査部門、理事長との連携を通じて意見交換・情報共有を行い、適切な監査を実施している。監査結果は監査報告書として理事会および評議員会に提出し、実施状況と結果を報告している。

内部監査室による「内部監査（業務監査）」については、2025年度坂戸キャンパスにおいて文書管理業務の監査を実施し、「内部監査（財務監査）」として公的研究費の執行状況の監

査を行った。また、紀尾井町キャンパスでは、理学部情報数理学科および数学科における調達業務（物品・サービス等の検収関連）に関する監査を実施した。監査終了後は関係部署との意見交換や問題点の確認を行い、内部監査室長が報告書を作成し理事長に提出、承認後に監査対象部署へ通知している。

監事監査では、2025年度坂戸キャンパスにおいて、事業計画の進捗状況、カリキュラム改革の現状、入試募集状況、科研費体制整備チェックリストの確認等を実施している。これらの監査は独立性を確保して行われており、監査結果報告書における指摘内容は、大学運営の適切性の担保および改善・向上に活用されている。また、法人HPには過去3年分の決算書、監査報告書、事業報告書、財産目録を公表している。

大学運営に関わる組織のあり方等については、整備された「内部質保証システム」に基づき、前年度に指摘された「改善指示」を軸として、活動計画、取り組み内容、取り組み結果・課題、課題に対する対応策を記載した自己点検・評価報告書の作成を全部局に求めている。具体的には、中期計画・事業計画、学則・諸規程、IR情報等に基づき、各部署で点検・評価を実施している。

提出された報告書は、各部署から選出された個別点検・評価委員が評価し、その結果を「全学点検評価委員会」へ報告している。改善が必要と判断された場合、全学点検評価委員会は「大学運営会議（学長）」へ報告し、大学運営会議で提案された「改善指示事項」を、内部質保証推進組織である「教学マネジメント会議」で諮問した上で、全部局に「改善指示」として通達する。各部署は、この改善指示を踏まえて改善策および実施方針を策定し、次年度の活動計画へ反映させている。

本学では毎年、全学的な点検・評価を実施し、各部署における現状、成果を上げている取り組み、さらに課題について全学的に共有している。点検・評価結果および中期計画・事業計画に基づく改善指示は年度初めに示され、それに基づき当該年度の活動計画が策定され、改善に向けた取り組みが進められている。

事務組織においては、今後5年間で多数の定年退職者が見込まれているため、長期的な視点で人事計画を策定し、中途採用・新卒採用を進めることで、事務組織の強化と活性化を図っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

大学と法人の権限および役割については明確化を図り、大学の現状および中期計画・事業計画の達成に向けた課題を共有するとともに、連携体制の強化に努めている。また、FD・SD研修会に教職員が相互に参加することで、共通の問題意識の醸成を図り、組織としての一体性を高めている。

一方、予算編成に際しては「2026年度予算編成方針」に基づき、収入予算（学納金・補助金等見込額）に対し、各部署における支出予算申請の適正な経費水準の維持に努めていかなければならない。

また、財務書類の公開に関する規程は整備されているものの、その他の情報の公表、開示基準等の規程およびガイドライン等が未整備とされているため、早急の対応が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学と法人の権限および役割を明確化し、第2期中期計画（2025～2029）の実現および今年度の事業計画達成に向け、大学全体で積極的に課題を共有し、連携体制の強化を継続していく。また、共通の問題意識を醸成するため、教職員が相互に参加するFD・SD研修会については、内容の工夫を加えながら継続的に実施する。

予算編成に際しては、第1次から第3次までの申請を踏まえ、理事会からの指示事項に基づき適切に予算調整を行い、支出予算の適正な経費水準の維持に努める。さらに、財務書類以外の情報公開についても、開示基準や関連規程・ガイドラインの整備を進め、透明性の確保に向けた取り組みを一層強化していく。

第10章 大学運営・財務（2）財務（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

本学では「城西大学中期財務計画」を策定し、これに基づき財政運営を行っている。

基本方針は、社会情勢や大学の存在意義等を踏まえ、教育研究への投資と施設設備の維持・更新を両立できる財務体質の構築を目的としている。基本方針に定める財政運営上の課題に対応するため、学生募集の強化による入学者の確保、休学・退学者の抑制による学納金収入の安定化を図っている。また、中期的な教職員人員計画を作成し、適正な人件費水準の維持に努めている。

また、大学HPでは、決算および予算に関する計算書類のほか、学校法人城西大学第二期中期計画に基づく財政運営の考え方について公表している。

さらに、財務計画では財務指標を設定し、財務計画の年度更新に際しては、収支改善に向けた目標値の見直しを行っている。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

2024年度の財務関係比率についてみると、人件費比率は全国平均に比して低く、教育研究経費比率は相対的に高い水準となっている。また、経常収支差額比率は大学単体では1.4%である一方、法人全体では▲0.5%となっており、今後、教育研究への投資と施設設備の維持・更新を両立していくためには、安定的な収支の確保が喫緊の課題である。

一方、特定資産のうち施設設備引当特定資産については、施設設備費を計画的に積み立てており、現状および将来にわたり必要な資金を確保できている。

外部資金の獲得に関しては、学長主導のもと、科学研究費補助金の獲得に向けた説明会や個別指導等の取り組みにより、採択件数は2022年度までは増加傾向にあった。しかし2023年度には減少に転じたことから、2024年度以降は外部委託による申請書の添削依頼や、学内で採択されている教員によるアドバイザー制度を発足させた。採択者数は前年並みであるものの、採択率は2024年度21%、2025年度20%とほぼ同水準で推移している。なお、科学研究費補助金の全国平均採択率は約28%であることから、同水準まで引き上げるべく、申請支援体制の強化を図る。

経常費補助金については、一昨年度より学長主導で獲得に向けた取り組みを強化しており、その結果、「教育の質」に関する指標は▲4%から0%へ改善した。

寄付金については、毎年度、父母後援会および同窓会より約 109,000 千円の申し込みがあり、新入学生の保護者からは約 2,300 千円の寄付が集まっている。また、2025 年度は 60 周年記念事業寄付金募集を行い、現在までに個人・法人合わせて 172 件、38,260 千円の寄付が集まっている。さらに、千代田区および毛呂山町との連携によるふるさと納税を活用した寄付募集も開始し、多様な寄付金募集手段を講じている。

資産運用については、直近期において社債を中心に法人全体で 3.4 億円の運用益を計上したが、2025 年度より内閣官房が策定した「アセットオーナープリンシプル」に基づき、持続的な物価上昇が見込まれる中で将来にわたり購買力と安定した財務基盤を維持するため、債券・定期預金以外の金融商品も運用対象に拡大することを理事会で決定した。元本毀損の可能性がある商品を選択するにあたり、外部専門家による委託運用を実施し、時価を上昇させることで資産価値の増大を目指す。市場環境によっては含み損が生じる可能性もあるものの、専門家がポートフォリオを構築し、複数の金融商品への分散投資を行うことで、元本割れのリスクは軽減されている。運用益の目標は、運用額に対しインカムゲイン 1%、キャピタルゲイン 2%としている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

純資産構成比率は、一般的に 80%以上であれば健全経営とされるところ、本学は 95.0%と非常に高い水準にある。これにより、中長期的な財政支出への備えが十分に確保されており、計画的な学校法人経営が可能となっている。また、長期間にわたり無借金経営を継続しており、内部留保資産比率も 36.8%のプラスであることから、すべての有形固定資産を自己資金で調達できている点は財務上の強みである。

一方、直近の決算においては経常収支差額が支出超過に陥ったが、その要因は学納金収入の減少である。本学では、経常収入構成比のうち学生生徒納付金比率が 82.6%（全国平均 78.8%）と極めて高く、重要な収入源となっている。しかし、入学者の欠員の影響により、2026 年度予算では 2021 年度決算と比べて約 8.9 億円の減少となっており、入学者確保は収入面における重要課題である。

また、コスト全般の抑制は当然ながら必要であるものの、教育研究経費比率は全国平均 38.4%に対し、本学は 49.8%と突出して高い。教育研究経費のうち約 8 割を占めるのは、減価償却費、業務委託費、奨学費、光熱水費であり、これらの抑制が支出面の課題となっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、財務基盤の安定性を確保するため、収入の増加と支出の適正化に向けた施策を総合的に推進している。

収入面においては、学納金収入の減少傾向に対応するため、入学者募集の強化および退学・休学者の抑制を図るとともに、学納金への過度な依存からの脱却を目指し、外部資金の獲得を通じた収入構造の多様化を進めることが不可欠である。補助金については、申請事業の増減率を精査し、減少要因の改善を講じることで安定的な確保を図る。現在、教育の質向

上に向けた施策の実施により補助金の増減率は改善しており、今後も全学的な取り組みを継続していく方針である。寄付金に関しては、募集手段の拡充と周知体制の強化を進めるとともに、寄付金の使途を明確に報告し説明責任を果たすことが求められる。さらに、公益法人としての自覚を持ち、透明性の高い情報公開を徹底することが重要である。

支出面では、人件費について、学生数の推移に応じた適正水準を維持するため、中期人員計画の柔軟な見直しを行う必要がある。教育研究経費については、事業の必要性を精査し、執行実績を踏まえた合理的かつ効果的な予算配分を実施することが望ましい。管理経費については、効率化の観点から継続的な見直しを行い、経費節減に努める。また、施設設備の維持・更新に関しては、長期計画を策定し、支出が減価償却額の範囲内に収まるよう管理することが重要である。大規模な整備についても、収支計画に基づき、財務の健全性を確保することが求められる。

本学は、中期財務計画に基づき、教育研究投資と施設維持の両立を図りつつ、学納金収入の安定化、人件費の適正化、外部資金の獲得および寄付金募集の強化に取り組んでいる。さらに、財務指標を設定して収支改善を図る一方、資産運用においては分散投資を導入し、安定した財務基盤の確保に努めている。

第11章 グローバル化（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を踏まえ、大学としての「国際化」の方針を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的等を踏まえた国際化に関する方針の適切な明示と公表をしているか。

学校法人城西大学では、2025年度より新たな中期計画（資料11-1）を策定した。本計画では、AIをはじめとする技術革新により社会が急速に変化し、世界的には多様な課題、日本国内では人口減少や自然災害への対応、人材育成が求められている状況を踏まえ、SDGsを基盤とした課題解決、DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）の推進、ウェルビーイングの達成を目指すことが示されている。城西大学は建学の精神「学問による人間形成」のもと、社会と連携し新たな価値を創造できる人間力を育成する大学を目標としている。

法人が掲げる基本的な方向性として、「地域性や国際性を活かした教育プログラムの充実、文理融合教育や大学院教育の推進により、データサイエンスおよび国際対話の素養を備え、地域社会の要請に応じて新たな価値を創造できる人材の育成」が明示されている。これを踏まえ、中期計画では「11. 国際交流基盤強化と支援体制の確立」「12. 外国人留学生の受け入れと就学環境の整備」「13. 在学生の海外留学の促進」の3つの達成基準を設定している。

11. 国際交流基盤強化と支援体制の確立

- ①海外高等教育機関との連携推進
- ②海外協定校の見直し
- ③国際交流支援体制の構築
- ④学生と協同した国際交流の推進
- ⑤国際部の機能強化
- ⑥別科の日本語教育機関としての認定検討

12. 外国人留学生の受け入れと就学環境の整備

- ①留学生の戦略的リクルーティングと奨学金制度の検討・充実
- ②受け入れ体制および募集・在籍管理体制の強化
- ③外国人留学生比率（非正規含む）10%確保
- ④別科から学部・大学院への進学ルート整備

13. 在学生の海外留学の促進

- ①AIを活用した語学教育と国際化の推進
- ②留学機運の醸成と安全な留学環境の整備
- ③海外留学・海外インターンシップ体制の強化
- ④海外留学者数の増加を目指す

なお、これらの中期計画については法人HPで公表（資料11-1）し社会への説明責任を

果たしているものの、学内教職員や学生への周知については、より効果的な方法を検討している段階にある。今後は、学内研修会やガイダンス、情報共有ツールを活用し、中期計画の理解促進を図ることが求められる。

評価項目②

定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・定期的に点検・評価を行っていますか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

国際部における自己点検・評価は、整備された「内部質保証システム」に則り、前年度に指摘された「改善指示（資料 11-2）」を軸に活動計画、取り組み内容、取り組み結果・課題、課題に対する対応策を記す自己点検・評価報告書を作成している。指標については、中期計画・事業計画、学則・諸規程、IR 情報などにに基づき、点検・評価を実施する。その結果は、全学自己点検・評価報告書および各基準に沿ったグループ別評価シートに点検・評価を実施し、「全学点検評価委員会」へ報告される。改善すべき点があれば、全学点検評価委員会よりその内容を「大学運営会議（学長）」へ報告し、大学運営会議より提案された「改善指示事項」を内部質保証推進組織である「教学マネジメント会議」で諮問し、全部局に「改善指示」を傳達される。当該部局は「改善指示」を踏まえた改善策およびその実施に関わる方針とともに、次年度の活動計画へ反映させている。具体的な改善・向上につながる取り組みとしては、次のとおりである。

「城西“ファン”の留学生ネットワークの構築」については、2025 年度において具体的な方策を見出すには至らず、次年度において継続的に検討を深める必要がある。

また、「国際業務に必要な高度かつ専門的知見を有する職員の育成・確保」については、国際業務遂行に求められる語学能力の向上を目的として、人事部と連携し、専任職員を対象とした語学研修プログラム（資料 11-3）を実施している。参加希望者には両部門の担当者が事前面談を行い選考したうえで受講を認め、研修終了後には成果報告会により、参加者が抱えていた課題の改善状況を確認している。

「外国人留学生比率 10%確保」に向けては、別科から学部への進学促進に加え、学部において秋学期入学試験を開始したことで、受け入れ体制の強化が進展している。

また、「別科から学部・大学院への進学促進」については、入学時に全別科生の進路希望を把握し担当教員と共有したうえで、進学希望者を対象に学内入試の時期や内容を説明する機会を設け、個別フォローを通じて出願時期の誤認防止を徹底している。

さらに、「海外留学者数の増加（長期 10 名・短期 130 名）」については、世界的な物価高騰の影響により、費用負担を理由とした長期留学断念者が増加したことから、目標達成には至らなかった。この課題は国際教育委員会でも共有され、国際部が中心となりグローバルチャレンジ奨学金制度（資料 11-4）の改正につながった。これにより、2026 年度秋の長期留学からは長期留学者への経済的支援が可能となり、留学機会の拡充が期待される。

評価項目③

「国際戦略組織」の整備に向けた国際教育センターの各小委員会、JIST 等の組織構成が適切であること。

<評価の視点>

- ・国際化に関する取り組み（独自性）は適切であるか。

教育システムの国際化の方針（資料 11-5）の 1. に定める「留学生確保のため国際戦略組織の整備を検討する」については、2024 年度より「国際部」が発足した。当初は、国際教育センター事務室と別科事務室という事務組織が統合されたが、方針に沿った形で取り組みが進んでいることから、この体制は適切であると言える。ただし、この統合に際して、国際教育センターには該当する小委員会が存在しないため、小委員会による関与は行われていない。一方で、国際教育委員会（資料 11-6）は月 1 回の定例会議を開催し、全学的な国際教育活動に関する情報共有を行っていることから、小委員会としての機能を一定程度担っていると評価できる。

JIST（資料 11-7）は、外国人留学生をサポートする日本人学生によるボランティア組織である。国際交流イベントやスポーツアクティビティなど、小規模な交流企画を立案・運営しており、毎年選出されるリーダーおよびサブリーダーを中心に活動が機能している。所属学生についても、特定の学部や学年に偏らず構成されており、留学生との交流にとどまらず、日本人学生同士が学部・学年の垣根を越えて交流できる組織となっていることから、適切性が認められる。また、JIST が主催する取り組みについては、別科生にも参加を呼びかけるようになり、より国際色豊かな集まりへと発展しつつある。

評価項目④

外国人留学生の在籍管理及び別科教育プログラムが適切であること。

留学生支援センター（資料 11-8）の最大の役割は、すべての留学生に対し、在留期間中の適切な在籍管理および指導を行うことである。また、外国人留学生が卒業後に在留資格変更を希望する場合には、その手続きに関するサポートを随時実施している。加えて、文部科学省や入国管理局に対して、在籍者数や管理状況等の定期的な報告を正確に行っている。

まず、留学生の受け入れに際しては、必ず漏れなく留学生オリエンテーションを実施し、留学生として日本で生活する上で重要な学業面・生活面の留意事項を周知している。説明内容には、在留カードの取り扱いといった基本事項だけでなく、資格外活動および週の上限時間、在留期間更新の手続き、一時帰国の際の学内手続き、みなし再入国制度に関する案内など、必要な項目を網羅している。また、文部科学省の適正校制度への対応として、まずは留学生を多く受け入れている文系 3 学部の事務室と連携し、情報共有を進めることで、早期のフォローアップが可能となる体制整備を行った。

別科教育プログラム（資料 11-9）では、春学期・秋学期の入学生に対し、日本語専修課程および日本文化専修課程の 2 課程において日本語教育を展開している。国内外での入試を通じて、多様な国々からの学生を受け入れ、教育を提供している。また、日本文化専修

課程には、本学の協定校である台湾・淡江大学から交換留学生を毎年複数名受け入れている。日本語専修課程は、2024年度よりカリキュラムを改正し、基礎と発展の2クラスに分けることで、レベルに応じたきめ細やかな日本語教育を実施している。

さらに、別科生のみならず、学部所属の留学生のうち日本語能力に不安を抱える学生や、学部で受け入れている中欧奨学生の希望者にも別科授業の聴講を認め、日本語能力向上の支援を行っている。なお、別科では定年退職教員の公募による補充を進めるとともに、教育プログラムの継承および見直しを行っている。

評価項目⑤

留学生の受け入れ状況と入試部との連携状況について

本学では、グローバルな視点を備えた人材育成、国際教育・交流の推進、国際的なキャンパス環境の整備、そして海外からの優秀かつ良質な学生の確保を目的として、多様な国や地域から多くの外国人留学生を受け入れている。2025年5月1日現在における城西大学、大学院および別科を合わせた在籍留学生数は365名である（資料11-10）。

外国人留学生の受け入れは、協定校との協定に基づくプログラムによる受け入れ、国内の日本語学校等を経由した一般私費外国人留学生の受け入れ、そして別科における受け入れの三つに大別される。ここでは、主に国際部が所管する協定校との協定に基づくプログラムによる受け入れと別科における受け入れについて述べる。

協定校との協定に基づく各種プログラムのうち、交換留学生については、2025年度に14名を受け入れた。内訳は、ハンガリーから2名、台湾から4名、韓国から7名となっている。また、共同教育プログラムによる受け入れは、2024年春学期に7名、秋学期に4名であった。春学期は、大連外国語大学の2+2プログラムで1名、3+1プログラムで6名を受け入れ、秋学期には2+2プログラムとして4名を受け入れている。

別科における受け入れは、2025年春学期が30名、秋学期が9名であり、春学期は日本語専修課程に6名、日本文化専修課程に24名、秋学期は日本語専修課程に7名、日本文化専修課程に2名を受け入れた。別科では、日本国内で関係性の深い日本語学校との間で指定校関係を締結しており、これらの日本語学校からは主として日本文化専修課程への受け入れを行っている。

これらの受け入れ状況に加え、薬学部では三か月以内の短期滞在プログラムとして、タイのチュラロンコン大学、シラパコーン大学、ワライラック大学から合計6名の留学生を受け入れている。

前述のような協定校プログラムおよび別科による受け入れの実施にあたり、国際部と入試部は、共同教育プログラムおよび別科における受け入れの双方において密接に連携している。まず、共同教育プログラムに関しては、国際部国際課が協定校との折衝や募集要項の作成を担当し、協定校からの出願見込み数等については入試部と適宜情報共有を行っている。

一方、入試部は出願書類の受付、現地入試の手配、合否発表に関する業務を担ってお

り、合格発表後には結果情報を国際部へ再度共有することで、国際部において在留資格認定証明書（COE）申請手続きへ円滑につなげている。

また、2024年度からは、従来主として大連外国語大学及び東北財経大学を中心に実施してきた共同教育プログラムの協定校を拡大し、入試部との連携のもと、中国長春の長春科技学院および中国広州の広州科学技貿易職業学院を新たに協定校として迎え、初めて共同教育プログラムによる入試を実施した。

さらに、別科における受け入れに関しては、主として国外入試の場面で入試部との連携を図っている。別科から城西大学の学部・大学院への内部進学ルートを強化する構想のもと、東南アジア、とりわけベトナムを対象として、ホーチミン市内の大学や日本語教育を実施する高等学校、日本語学校を訪問し、城西大学独自の国外入試ルートの開拓に両部署が協働して取り組んでいる。また、別科独自の取り組みとしては、東南アジア地域の中でも比較的高い日本語能力と勤勉さを備えた学生が多いとされるミャンマーに着目し、現地エージェントを通じて留学希望者の志向や別科修了後の進路等についてリサーチを行い、将来的な受け入れルートの形成を視野に入れた調査活動を実施した。

評価項目⑥

国際教育センターの各小委員会・JISTの活動状況について

国際教育センターにおける小委員会としては、私費外国人留学生授業料減免の審査委員会が挙げられる。同委員会は、国際教育センター所長がセンター内から選任した委員によって構成されており、学部および大学院に在籍し、在留資格「留学」を有する私費外国人留学生に対し、毎年度作成される募集要項に記載された所定の条件を満たしているかを各種提出資料に基づいて審査し、減免の適用可否を決定している。近年、一部の学部および大学院において秋学期入学者が生じていることから、春学期だけでなく秋学期入学生に対しても別途審査委員会を開催し、適切な審議を行った。

また、JISTの活動状況については、現在116名の学生が所属し、日本人学生と留学生が主体となって活発な国際交流活動を展開している。これまでは日本人学生が中心であったが、近年は高い日本語能力を有する外国人留学生からの加入希望も増加しており、JIST内部においても異文化間の協働が生まれ、組織としての多様性が一層高まっている。なお、コロナ禍以降に活動の中心を担ってきた学生が2025年度をもって卒業することから、JISTは現在、世代交代の時期を迎えている。この状況を踏まえ、国際教育センターでは、次期リーダーと連携し、次世代メンバーの育成に向けた体制整備を進めていく。

評価項目⑦

「グローバル人材育成」のための多様な学生に対する修学支援等が適切であること。

外国人留学生に対しては、大学HPを通じた情報提供・発信（資料11-11）に加え、日本語・中国語・英語による留学生ハンドブック（資料11-12）を作成し配布している。また、入学時にはオリエンテーションを実施し、日本ででの生活に不慣れな留学生が、安全か

つ健全に留学生活を送ることができるよう、宿舎利用やゴミ出しなどの地域ルール、資格外活動、交通規則、各種法令の遵守を含む必要な情報を提示し、生活指導を行っている。

外国人留学生在が不慮の事故や事件に遭遇した場合には、状況に応じて学生サービス課や学部事務室と連携し、国際教育センターとしては主に在留管理および生活支援の観点から対象学生へのサポートを行っている。また、JASSO 学習奨励費の支給運営、私費外国人留學生授業料減免制度の運営、その他法人や自治体等が提供する奨学金情報の提供および応募窓口の役割を担うことにより、経済的支援も実施している。

卒業後に日本での就職を希望する外国人留學生については、適宜キャリアサポートセンター事務室へ紹介し、日本における就職活動の基本的なルールや面接指導など、必要な支援が受けられるようにしている。また、卒業後も日本に滞在し就職活動を継続する留學生については、キャリアサポートセンター事務室と連携のうえ、一定の条件を満たす場合に特定活動（就職活動）の在留資格へ変更するための支援を行っている。

一方、日本人学生を対象とした海外留学や国際交流活動の支援制度として、本学は独自の奨学金制度を設けている。

（1）水田三喜男記念奨学生（資料 11-13）

中欧ヨーロッパのハンガリーに位置するブダペスト商科大学と共同で実施しているもので、毎年提示される専門的テーマに沿って日本人学生と現地学生が共同で調査・研究を行い、現地訪問を通じて知識を深め、研修最終日に成果報告会を行うことを目的とした異文化理解推進プログラムである。なお、ブダペスト商科大学のキャンパス移転等の事情により、2025 年度は研修の実施には至らなかった。

（2）女性リーダー育成奨励生（資料 11-14）

ポジティブ・アクション（積極的格差是正）の理念およびジェンダー公平の視点に基づき、日本社会において意思決定の場への参画が依然として少ない女性を対象に実施しているものである。本研修では、コミュニティや組織におけるリーダーにとどまらず、国際的課題や世界平和に寄与し得るリーダーシップの育成を目的としている。

（3）グローバルチャレンジ奨学金制度（資料 11-15）

2018 年 4 月入学者から開始された制度であり、海外留学や海外研修、外国人留學生との交流など、本学独自の国際教育を通じて世界を体験し、そこで培われるグローバルな視野と主体的行動力を有する人材の育成を目的としている。2024 年度からは対象学生数を 50 名に拡大し、より多くの学生が参加できる制度へと改められた。さらに、2026 年度からは、これまで入学者を対象としていた制度内容を見直し、長期留学に関心を有する在學生を対象とする制度へ改正する予定である。

より内容の充実した国際交流活動を推進するためには、文部科学省等が提供する外部資金を効率的に獲得することも重要な取り組みの一つである。中でも、JASSO の「海外留学支援制度プログラム」はその代表的な制度である。本学では、国際教育センターが申請に

関する全学会議を開催し、各学部・部門に対して申請の促進を行うとともに、学部間の連携やプログラム内容の調整を担っている。さらに、申請窓口としてすべてのプログラム計画書を取りまとめ、JASSO への申請手続きを一元的に担当している。2025 年度は、JIU とのコンソーシアムによる申請分を含め、タイプ A およびタイプ B の計 4 プログラムを申請し、そのうちタイプ A の 1 プログラムが採択された。採択されたプログラム名は、「V4 諸国・近隣国からの留学生受入による日欧共同人材育成プログラム」である。また、薬学研究科大学院生が申請した「トビタテ！Japan」プログラムについても 1 件の採択があった。

私費外国人留学生に対しては、外国人留学生学納金減免制度に基づき、対象学生に対し授業料の 30% を減免している。2025 年春学期は 112 名、2025 年度秋学期は 9 名の学生に対して同制度による支援を実施した。内訳は、春学期が 5 学部合計 58 名、大学院 54 名、秋学期が 2 学部 5 名および大学院 6 名であった。また、日本学生支援機構が実施する学習奨励費を活用した修学支援も行っており、春学期には 12 か月採用枠で 1 名、秋学期には 6 か月採用枠として 3 名の学生を支援した。内訳は、春学期が経済学部の学部生 1 名、秋学期が経済学部および現代政策学部の学部生各 1 名、さらに別科生 1 名であった。

生活および心身面での支援としては、生活上の課題や各種トラブルへの対応など、留学生からの申し出に基づき、留学生支援センターが全面的に支援を行っている。

評価項目⑧

海外留学派遣制度の充実・海外協定校との学術交流の強化など姉妹校との国際交流について

世界的な物価高や円安の影響により短期・長期の派遣学生数が減少傾向にある中、本学では派遣学生数の回復を図るため、2024 年度より比較的费用負担の少ないフィリピンのラプラプセブ国際大学および中国の大連東軟信息学院を新たな派遣先として、短期派遣および長期派遣プログラムを開始した。2025 年度のサマーセミナーでは、ラプラプセブ国際大学へ 12 名、大連東軟信息学院へ 4 名の学生を派遣した。そのうち、長期留学を具体的に検討する学生も見られ、今後の派遣増加が期待される。また、国際教育センター所長が中国出身であることから、中国の協定校との連携がより密に行われており、本学に在籍する中国人留学生に対して、学習面・生活面の両面で細やかな支援を提供することが可能となっている。

海外協定校との学術交流の強化については、2025 年度において、国際教育センターで中国・東北财经大学からの外国人研究員 1 名を、薬学研究科で天津中医薬大学からの外国人研究員 1 名をそれぞれ受け入れた。両者は学内教員との共同研究を通じて、協定校との学術交流の深化に寄与した。

協定校との国際交流事業としては、2025 年度に 3 件のプログラムを実施した。第一に、6 月にはハンガリー・デブレツェン大学の Marianna Zihar 教授および Robert Toth 氏を招聘し、情報科学をテーマとした特別講義を実施した。本プログラムは、Erasmus プログラムによる同大学派遣経験を有する本学経営学部の杉本教授が窓口となり実現したもので

ある。第二に、10月にはスロベニア・リュブリャナ大学の Budeč Staničič, Marijana 氏を招聘し、本学国際教育センター副所長・石川教授の授業において「English for Specific Purposes」をテーマとした特別授業を実施した。授業履修者に加えて英語学習に意欲を有する学生も参加し、さらに「トビタテ！Japan」に採択された薬学研究科大学院生への個別指導も行われるなど、国際交流の充実につながった。

加えて、8月には日本薬科大学で開催されたアジア薬科大学協会（AASP: Asian Association of Schools of Pharmacy）大会への参加に合わせ、フィリピンやインドネシアを中心とした70名以上の大学関係者を本学に招き、大規模な交流事業を実施した。本学の学部構成や薬学部の教育内容、薬学部教員および大学院生による研究ポスター発表を通じて、互いの研究分野に関する意見交換が行われ、学术交流の深化に寄与した。

2025年度においては、協定校を含む国外の複数の大学から訪問団を受け入れ、本学との学术交流をさらに強化した。4月には中国の広東財経大学、5月には韓国の韓南大学、6月にはベトナムのホーチミン市師範大学、そして10月には中国の広州貿易職業学院が本学を訪問し、意見交換や各種交流を通じて、協定校との関係深化および学术交流の推進に寄与した。

評価項目⑨

地域交流、国際交流事業への参加について

2025年度の地域交流に関しては、近隣地域に所在する複数の小学校および高等学校と交流事業を実施した。小学校との交流では、これまで継続的に交流を行ってきた毛呂山町立光山小学校において、本学留学生4名（韓国2名、ハンガリー2名）が参加し、児童との文化交流活動を行った。さらに、地域連携センターの協力を得て、新たに坂戸市立浅羽野小学校との交流を開始し、同校での交流事業には本学留学生7名（中国2名、韓国4名、ハンガリー1名）が参加した（資料11-16）。

また、高等学校との交流としては、坂戸市に所在する筑波大学附属坂戸高等学校において実施された交流イベントに本学留学生1名が参加し、高校生との相互交流を図った。

いずれの交流事業においても、訪問先の児童・生徒から好意的な評価が寄せられ、参加した留学生にとっても、地域の教育現場に触れ異文化の学校生活を体験する貴重な機会となり、双方にとって満足度の高い取り組みとなった。

評価項目⑩

教職員の海外派遣研修等について

外国人留学生の増加に伴い想定される英語等による窓口対応への必要性や、職員のグローバルな感覚の涵養を目的として、人事部と国際部が連携し、年に1回程度、職員を対象とした語学研修を実施している。2024年度に続き、2025年度についても人事部と国際部が協力して学内選考を行い、フィリピンのラプラプセブ国際大学へ1名の職員を派遣し

た。

今回研修に参加した職員は、本学におけるネイティブ教員の定年退職に伴い、各種手続きの説明を英語で行う必要が生じた業務上の状況を背景として、語学力向上の必要性が認められたことから、当該研修に参加したものである。研修は2025年8月31日から9月6日までの1週間実施され、主にコミュニケーション能力の向上を目的としたマンツーマンレッスンを現地教員から合計14コマ受講した。

帰国後に行われた成果報告会では、研修内容について英語で発表を行うなど、短期間ながら一定の成長が見られ、本人にとって実りある研修となったことが確認された。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の国際化への取り組みは、国際部（国際課・別科事務室）と学生ボランティア組織との連携を基盤として展開されており、いくつかの特色が見られる。主なものとして、海外教育プログラム「JEAP（資料11-17）」による日本人学生の派遣、多様な国からの外国人留学生受け入れ、学生ボランティア組織 JIST によるキャンパス内交流支援、JASSO 学習奨励費および授業料減免制度による経済的支援の実施が挙げられる。また、日本人学生向けには独自の3つの奨学金制度を設け、国際経験の機会を提供している。さらに、11言語にわたる語学教育を実施し、ハンガリー語やチェコ語など他大学で提供が少ない言語の学修機会も確保しているほか、英語・中国語・日本語のスピーチコンテストを毎年開催し、言語教育および国際交流の活性化を図っている。

一方で、国際化の推進にあたっては依然として複数の課題が存在する。特に、日本語能力が十分でない留学生に対する初級・中級日本語教育や英語等による授業提供が十分とは言えず、短期交換留学生や研究生、スポーツ留学生への学修支援が不十分である。また、多文化共生に関する環境整備、例えばイスラム圏学生への食事や礼拝場所の提供も課題として残されている。加えて、文系三学部以外で秋入学制度を設けていないため、別科生の進学先が限定的であること、私費留学生に対する住居探しや銀行口座開設支援が十分でなく、入学前後の生活に困難が生じていることも問題点として挙げられる。さらに、協定校のうち実際に交流が活発な大学が限られている点、多言語対応や国際業務に精通した事務職員の育成が十分でない点も課題として認識されている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、「世界および地域の双方に貢献できる人材の育成」を目指し、「学校法人城西大学中期計画」に基づく「教育システムの国際化の方針」として6つの指針を定め、これを大学HPで公開している（資料11-5）。この方針のもと、多言語による語学教育の充実を図るとともに、国際教育センターを中心として、留学生の派遣および受け入れ、そのサポートや在籍管理、海外協定校との共同教育体制の推進、学術交流および国際交流、さらに地域交流を含むキャンパス内国際交流活動を全学的に展開している。自己点検・評価については、毎年12月に開催される国際教育委員会において当該年度の活動を振り返り、改善に努めている。

「留学生確保のための国際戦略組織の整備」に関しては、2024年度に国際教育センター事務室と別科事務室を統合した「国際部」が発足し、日本人学生組織 JIST の活動とあわせて適切に機能している。留学生の在留期間中の在籍管理および指導については、留学生支援センターが入学時オリエンテーションの徹底などにより適切に対応している。また、別科では2024年度に日本語専修課程のカリキュラムを改正し、春学期および秋学期に国内外から入学した留学生や一部の協定校からの交換留学生に対し、日本語および日本文化教育をより充実した形で提供している。

終章

本学が自己点検・評価活動を始めてから18年あまりが経過した。2023年度に3回目の大学評価（認証評価）を受審し、そこで受けた指摘事項に基づき、2024年度は第3期認証評価の最終年度として、2025年度からの第4期認証評価において求められている内部質保証体制の基礎の確立に努めてきた。その成果を受けて、2025年度は第4期認証評価の初年度として、2024年度に確立した“教育の質保証”に力点を据えた内部質保証体制の運用を開始した。具体的には、教育の質保証を担保するための学部・学科、研究科レベルでのPDCAサイクルの運用、学習成果の可視化を行うための形成的評価やポートフォリオ評価の活用による授業改善サイクルとの連携体制の確立を進めてきた。以下に2025年度の報告書において特筆すべき事項を挙げる。

第1章（理念）で特筆すべきこと

大学全体としては、建学の精神に基づいた理念・目的が適切に設定されている一方、各学部・研究科においては大学全体としての理念・目的に基づく独自の理念・目的が連関して設定されている。様々な媒体を通じて、これら建学の精神、理念や教育目的等を教職員および学生、ステークホルダーへ周知するよう努力している。また、中期計画に基づく年度毎の事業計画を示し、定期的に検証・見直しを実施して、目標達成に向けて全学を挙げて取り組んでいる。一方で、教育の現場である各学部・学科、研究科の理念・目的設定の適切性を検証するための“教育のPDCAサイクル”の運用に足並みの乱れが見られることから、その改善が直近の重要課題である。

第2章（内部質保証）で特筆すべきこと

本学では、内部質保証システムの枠組みは2024年度までに整備され、全学および各部署においてPDCAサイクルを運用する体制が構築されていたものの、2025年度の運用結果としては十分な“学習成果”の可視化・向上につながらなかった点が重要な課題である。そこで2026年度は、JUポートフォリオの入力率向上と、学年進行に応じたDP達成状況の検証を進めることで、改善指示事項の進捗・達成状況を全学的に共有・管理する仕組みを整備し、内部質保証の有効性を高め、“学習成果”の可視化・向上へ確実につなげることで、内部質保証システムの継続的な改善・発展を図る体制の確立を目指す。

その一方で、2024年度の報告書において問題点として指摘された「内部質保証システムの有効性の検証体制」および「教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の適切な公表／社会に対する説明責任」の部分的不明瞭な点に関して、内部質保証組織の連携関係および全学的なPDCAサイクルの流れを示した「内部質保証組織の連携概要図」で明示し、本学HPに公表することで、本基準の観点に即した改善を行った。

第3章（教育研究組織）で特筆すべきこと

本学は、時代のニーズと理念・目的に沿った教育研究組織を構成するために、内部質保証システムに基づく毎年度の点検・評価を通じて教育研究組織の現状と課題の把握、改善指示の次年度計画への反映の仕組みを定着させてきた。

その中であって、2025年4月には理学部情報数理学科を開設した。本学科は、情報数理の基礎を身につけ、データサイエンスの知見によって地域や国際社会における課題に取り組む能力を備えた人材育成を目的に、東京都心部にある東京紀尾井町キャンパスに開設した。これにより、その立地の良さを生かし産学官が連携した教育研究の拠点となる「紀尾井町AI・データサイエンスコンソーシアム」を構築した。

一方で、本学の主たるキャンパスは埼玉県坂戸市となっており、理学部情報数理学科のみの東京紀尾井町キャンパスは認知度が低いため、社会に対しての広報活動は完成年度まで数年かけて広めていく必要がある点が今後の課題である。

次に、今後の18歳人口の推移予測並びに社会情勢の変化に鑑み、学生募集に苦戦している学部・学科に関して、入学定員の見直しや学部再編等の検討を開始するとともに、設立後複数年が経過したセンター等は、その設立趣旨の再検討を行うことで時代のニーズに応じたセンターの活動の在り方の検討を開始した。

例えば、2006年に設立された「女性人材育成センター」については、「女性」に限らず、すべての学生、教職員、および本学に関わる人々の「人権尊重」に関する基本方針を鑑み、時代に即したセンターのあり方を今後検討することとした。

第4章（教育課程・学習成果）で特筆すべきこと

2024年度に開設された全学共通基盤科目は、DP達成に必要な科目となっており、全学部学科の学部生が学ぶ文理融合のアクティブラーニング型授業となっている。具体的には、2024年度の開設以降、1年次（2024年度）は「協創力体験演習Ⅰ」を、2年次（2025年度）には「協創力体験演習Ⅱ」を、そして3年次（2026年度）には「協創力実践演習」を体系的に履修するよう設定している。また、これらの授業を受講することと並行して、「JUポートフォリオ」を用いることで、全学共通ルーブリックを用いて、学生の自己評価と教員評価により成長を確認することができる。加えて、学びの記録、学習成果物、リフレクション等を時系列に沿って蓄積することができ、ルーブリックと併せて「学習成果を可視化」するための、本学独自の他校にみられないツールを構成しており、学生受け入れにおける特筆事項である。

一方で、「JUポートフォリオ」（2024年度の入学生より対象）の学生の入力率の向上と活用状況については課題となっている。一部の学部学科では学生の入力率が低いため、積極的な活用につなげる取り組みが必要とされる。

また、学生アンケートでは、学生の授業以外の学習時間の確保が課題となっているほか、大学院の一部研究科ではカリキュラム・マップ、ツリーの整備・公表がされていないことから、早急の対応が急務とされている。2024年度に公表した3つのポリシーに基づき、教学マネジメント体制のもとで学習成果の把握・評価方法の高度化を段階的に進めてきた。その結果、2025年度においては、JUポートフォリオ、GPA、外部アセスメントテスト、各種アンケート等のデータを学長室IR推進課が集約・分析し、教学マネジメント会議を通じて教育改善に活用する仕組みを整備した。

2026年度以降は、これらの分析結果を基にアセスメント・プランを体系化し、2028年度公表予定の新ポリシーに反映させるとともに、アカデミック・アドバイジング制度の導入やGPAの戦略的活用、卒業生アンケートの実施を通じて、学修支援と教育の質保証を一層強化

する。

第5章（学生の受け入れ）で特筆すべきこと

本学では、「入試情報サイト」にて受験情報をできる限り開示し、受験しやすい情報と環境を提供している。過去問題の掲出については、学部・研究科、外国人留学生入試の過去3年間分を、入試問題、模範解答、出題意図とともに公開している。学部では、一般選抜のほか総合型選抜における記述式試験についても問題と模範解答を掲出している。また、学部・学科、研究科・専攻別に入試結果を入学試験方式別に公開している。さらに、入学前指導としての課題を事前に公表し、受験生が受験から入学までの学習計画を立てやすくしている。これらの本学の学生募集上の特長の一方で、学部・研究科ともに定員確保が急務の状況が続いており、特に一部の学部・学科では一般選抜における志願者増につながる施策の検討が急務である。

そこで2025年度より、「入試制度検討委員会」と「入学試験委員会」を統合し、入試部長を委員長とし、各学部・学科から選出された教員・職員による「入試戦略委員会」を立ち上げることで、オープンキャンパス来場者の満足度向上を目的とした運営の改善のほか、高校訪問や広報媒体の検討を行い、学生受け入れに関わる事項の改善の取り組み（例1：総合型選抜・学校推薦型選抜における面接審査・書類審査に関して、ルーブリックを用いた評価を導入。例2：一般選抜A日程では従来の本学・東京会場に加え、仙台・新潟を地区会場として追加し、受験生が地元で受験できる機会を設けた。）を始動した。

さらに、学部においては2024年度入学の新入生アンケート結果の分析から、高校生の志望校選定期間が早期化していることが判明したため、2025年度は5月開催のオープンキャンパス来場者を増やす対策を講じた。その結果、昨年度比で185%増となったが、全体としては開催回数を1回減らしたこともあり、10%減となった。

そのほか、2024年度から継続したナイトオープンキャンパスの実施、理学部化学・生命科学科・薬学部薬科学科共催での3日間の研究室インターンシップを実施することで、高校生に城西大学の魅力を知ってもらうための機会の充実を図った。

第6章（教員・教員組織）で特筆すべきこと

本学は、大学として求める教員像や教員組織の編制方針は建学の精神に基づき明確に設定され、各学部の教育課程や基幹教員の配置に適切に反映されている。また、FD活動の全学的な展開（2025年度は「安全保障輸出管理について」「高等教育の質保証と向上一社会的説明責任を果たすためにー」「科学研究費助成事業について」「退学者防止に向けた本学の全学的取り組み」の4テーマで現在までに4回開催）、教育活動の表彰制度の導入（教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して城西大学学長賞（ティーチング・アワード）顕彰および表彰制度を導入）により、教育の資質向上と意欲向上を図る体制が整備されている。科研費獲得支援等の研究面での環境も強化され、成果を挙げてきた。

一方、一部文系学部における高いST比や、理系学部等における授業担当負担の重さが課題として残されている。これらについて2025年度は、2026年度の短期大学教育資源の再編に伴う教員配置の適正化や、継続的なカリキュラムの再検討による授業科目数の削減を進めることにより、教員の研究時間の確保、教育研究の質の担保に取り組んだ。

第7章（学生支援）で特筆すべきこと

本学では、学生サポートやキャリアサポートなど、大学として「学生に寄り添う」姿勢を明確にし、これを実践している。また、全学共通の必修科目として2024年度より導入した「協創力体験演習」を設定し（2025年度は「協創力体験演習Ⅰ」（2025年度入学生）と「協創力体験演習Ⅱ」（2024年度入学生）を実施）、さらに23号館1階や13号館1階、図書館など「学生の居場所」を確保し、学生が過ごしやすい環境を整えたうえで、各種の取り組みを通じて学生支援を行った。また、この取り組みに対して2025年度はPDCAサイクルを回すことによって、学長以下大学の各部局が改善する仕組みを整えてきた。

一方で、「学生に寄り添う」体制を整えているものの、これが周知徹底され、すべての学生や保護者にとって既知のものとなっているとは言いがたく、例えば「課外活動の活性化および活動参加率の向上」（中期計画：達成率約30%（2024年度アンケート結果））、教職課程の大学院進学、奨学金制度などについて、認知度の向上を図る必要がある。その際には、学生にはメールやJUnaviなどを用いることはもとより、少人数制のフレッシュマンセミナーやソフォモアセミナーなど、保護者には父母懇談会など、あらゆる機会を用いて広報することが必要不可欠である。

第8章（教育研究等環境）で特筆すべきこと

2025年度、本学は教育研究環境の物理的・制度的整備の観点から、坂戸キャンパスにおける「JOSAI HUB」「JOSAI SQUARE」の整備、紀尾井町キャンパスにおけるJIUと連携した3号棟の増設（情報数理学科の開設に伴う）など、学生が円滑に学習を行い、教員が教育研究を遂行できる環境づくりが一定程度前進した。特に坂戸キャンパスの大規模工事を含む施設整備は、教育・研究活動の基盤強化という点で意義深く、今後の教育研究環境の質的向上に資するものと期待される。

一方で、教育研究活動の支援には施設・設備の整備だけでなく、それらを活用する制度や運用面でのさらなる検討も必要である。例えば研究時間の確保や教員の研究意欲を支援する制度については一定の成果が認められるが、対象者や運用条件の面での課題も残されており、今後教育研究活動の実態に即した柔軟な制度設計と継続的な点検・改善を通じて、より一層の充実を図ることが重要である。

第9章（社会連携・社会貢献）で特筆すべきこと

本学は坂戸市からの要請を受け、「北坂戸にぎわいサロン城西大学」を活用した地域連携活動を推進し、大学と市民の交流機会の拡充に努めてきた。地域連携センターでは交流事業数を評価指標として掲げ、2024年度に目標を達成した。また、2025年度には全学共通基盤科目「協創力体験演習Ⅱ」において、同サロンの活用方法を学生が提案し、多様なアイデアが生まれた。特筆すべき成果として、女子駅伝部が出場する「富士山女子駅伝2025」のパブリックビューイング企画が、この授業から生まれた取り組みである。

一方で、城西大学は文系3学部、理系2学部の総合大学であり、各学部の強みを活かした学生の参加により地域産業の活性化や地域創生への参画が期待できるにもかかわらず、ボ

ランティア活動を含む地域活動への学生全体としての参加率が低い点が課題である。今後は、学生の主体的な参加を促進する方策の検討が改善課題となる。

第 10 章（大学運営・財務）で特筆すべきこと

本学の運営上の特長は、大学と法人の権限と役割を明確化し、大学の状況および第 2 期中期計画（2025～2029）・今年度の事業計画達成に向けた課題を共有し、大学全体での連携体制の強化に努めている点である。さらに連携を強化するために、FD・SD 研修会へ教職員が相互に参加することにより、共通の問題意識の醸成を図っている。

一方、予算編成に際しては「2026 年度予算編成方針」に基づき、収入予算（学納金・補助金等見込額）に対し、各部局における支出予算申請の適正な経費水準の維持に努める必要がある。さらに、財務書類の公開に関する規程は整備されているものの、その他の情報の公表・開示基準等の規程およびガイドライン等が未整備とされているため、早急な整備が必要である。

第 11 章（グローバル化）で特筆すべきこと

2025 年度の城西大学の国際化における特筆事項としては、「留学生確保のための国際戦略組織の整備」として、国際教育センター事務室と別科事務室を統合し「国際部国際課」を発足したことが挙げられる。ここを拠点として、海外教育プログラム「JEAP」による日本人学生の派遣、多様な国からの外国人留学生受け入れ、学生ボランティア組織 JIST によるキャンパス内交流支援、JASSO 学習奨励費および授業料減免制度による経済的支援の実施等を行い、日本人学生向けには独自の 3 つの奨学金制度を設け、国際経験の機会の提供を進めてきた。これらの活動が進むことで、留学生の在留期間中の在籍管理および指導については、留学生支援センターが入学時オリエンテーションの徹底などにより適切な対応を行うことが可能となった。

一方で、

- ① 日本語能力が十分でない留学生に対する初級・中級日本語教育や英語等による授業提供が十分とはいえず、短期交換留学生や研究生、スポーツ留学生への学修支援が不十分である。
- ② 協定校のうち実際に交流が活発な大学が限られている点、多言語対応や国際業務に精通した事務職員の育成が十分でない。

などが今後の改善課題である。

大学としての今後の展望

2024 年度は、①2023 年度における基準協会の受審結果に基づく指摘事項の改革と、②2025 年度からの第 4 期認証評価対策としての教育の質保証体制の完備を念頭に、大学運営・大学教育体制の改変を進めてきた。特に、2023 年度までに大学運営における PDCA サイクルは体制が確立し、2024 年度から PDCA サイクルに沿った改善が行われてきているが、大学の教育の質保証に対して責任を持つ学部・学科、研究科における教育の質保証に対する PDCA を回すシステムは 2024 年度から整えられてきたものの、その運用は 2025 年度時点では未だ完全な状態ではない。

2026年度においては、2025年度において不完全であったこの教育の質保証に関するPDCAの運用体制を大学全体として確実なものとするとともに、大学運営におけるPDCAとの連携が図られることで、大学が定める3つのポリシーが教育の現場で学部・学科、研究科の特徴を取り入れた形で教育に反映される体制を確立することが今後の目標となる。

具体的には、

- 1) 「教育の質保証」にあつては、授業内容のレベルの達成だけではなく（形成的評価）、授業を聴講した本人がそのことにより自身の成長を自覚できる（ルーブリック評価）の2面からの達成度の保証
- 2) 本学のDPである「学問による人間形成」を現在の社会の中で体現するための「協創力」を身に着けるための授業「協創力体験演習」の充実
- 3) 各学部のDP・CPにおける独自性を社会（特に受験生）へ発信するためのアセスメントプランの策定と大学広報による社会への周知が直近の検討課題である。

以 上